

第3節 誰もが快適に暮らせるまち【都市基盤の整備】

《施策体系》

基本施策	施策	個別施策	
1. 道路整備	(1) 道路網の整備	① 国道の整備促進	
		② 主要地方道、一般県道の整備促進	
		③ 都市計画道路の整備	
		④ 広域農道の整備促進	
		⑤ 市道の整備	
		⑥ 私道の整備補助	
	(2) 道路環境の整備	① 道路の安全・安心環境の整備、維持管理	
		② 沿道美化や景観づくり	
	2. 公共交通	(1) 公共交通の充実	① 鉄道の利便性の確保
			② 路線バスの利便性の確保
(2) 新たな交通手段の確保		① 公共交通システム充実の検討	
		② 新たな公共交通システムの確保	
		③ 公共交通空白地域解消への検討	
3. 駅周辺整備	(1) 駅周辺の整備	① 直面している懸案への対処	
		② 市の顔づくりへの取り組み	
		③ 利便性の向上	
4. 市街地形成	(1) 都市的土地利用の整備・開発・保全	① 開発ポテンシャルへの対応	
		② 計画的な市街地形成	
		③ 地域の維持・活性化への対応	
	(2) 良好な市街地景観の形成	① 自然と調和する落ち着いた景観形成	
	(3) 安全な市街地と住環境の整備	① 防災対応	
		② バリアフリーのまちづくり	
		③ 良好な市街地環境の形成	
	(4) 土地情報の整備	① 地籍調査の推進	

基本施策	施策	個別施策
5. 下水道・排水対策	(1) 下水道事業の推進	① 下水道施設の最適化
		② 下水道施設の改築
		③ 下水道処理施設の維持管理
		④ 下水道施設の整備
	(2) 雨水排水対策の推進	① 河川改修や排水施設などの整備
		② 雨水排水施設の維持管理
		③ ため池、排水機場や排水路の整備
		④ 排水機場施設の整備促進
	(3) し尿・汚泥の処理	① し尿・汚泥の処理
		② 合併処理浄化槽
6. ガス・水道	(1) 市営ガスの供給	① ガス供給施設の整備 ② ガス事業の運営
	(2) 上水道の供給	① 水道供給
7. 公園・緑地	(1) 公園機能の整備・維持	① 自然公園
		② 都市公園
		③ その他の公園
		④ 市民参画、協働の取り組み

1. 道路整備

◇ 現状と課題

- 圏央道大網白里 SIC が平成31年に開通し、災害時の人命救助やエネルギー供給の強化、物流の効率化による農産物の振興など、さまざまな効果が期待されています。
- 都市計画道路大網駅東中央線が平成30年に開通し、大網駅周辺における通勤・通学時の慢性的な交通渋滞を緩和し、通行者に安心・安全な交通環境の提供に寄与しています。
- 圏央道大網白里 SIC と大網市街地を結ぶ、主要地方道千葉大網線の整備促進について、継続して千葉県へ要望活動を行う必要があります。
- 市街地内の主要道路の交通渋滞を軽減するため、周辺市町と連携した一体的な道路交通体系の確立が課題となっています。
- 高度経済成長期に整備された道路や橋梁の多くが更新時期を迎えるなかで、市民から歩行者の視点に立った道路の改良や段差の解消、通学路の交通安全対策など、安心・安全な道路の整備が求められています。
- 幅員の狭い道路や危険箇所等の整備について、地域からの要望が多く出されているため、必要性・緊急性を勘案し、計画的に継続して取り組む必要があります。また、道路上に張り出した樹木等の枝についても、関係者のご協力を得ながら、適正に維持管理を行い、道路交通の安全確保を図る必要があります。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成26年度)		今回調査 (令和元年度)		差異
道路整備	1.90	42位/46	2.09	39位/46	

(資料) 市民アンケート調査結果(平成26年度・令和元年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和2年4月1日)	目標値 (令和7年度)	備 考
道路改良済延長	193km	194km	
都市計画道路整備済延長	21.2km	23.4km	
道路の舗装補修延長	—	1,500m	5年累計

◇ 施策の展開

施策(1) 道路網の整備

① 国道の整備促進

- 国道 128 号の 4 車線化について、県に整備促進を要望します。

② 主要地方道、一般県道の整備促進

- 主要地方道千葉大網線の改良について、県に整備促進を要望します。
- 主要地方道山田台大網白里線の大網駅前広場前の湾曲区間について、県に直進化整備を働きかけます。
- その他県道の安全で快適な道路交通を確保するため、県に主要道路網整備を働きかけます。

③ 都市計画道路の整備

- 社会情勢や地域特性を踏まえ、将来を展望した体系的・効果的な都市計画道路の整備を推進します。
- 通勤通学や買い物など、自転車、歩行者の通行の安全を確保するとともに、利便性の高い市街地形成を実現する道路整備を推進します。
- 市街地内の通過交通を排除し、渋滞の解消及び走行時間の短縮による二酸化炭素排出量の削減を図り、地球温暖化に配慮した道路交通網の構築を推進します。
- 「千葉県都市計画道路見直しガイドライン」にもとづき、未整備の都市計画道路を評価・検証し、市の発展に寄与する効果的な都市計画道路のあり方を検討します。

④ 広域農道の整備促進

- 広域営農団地農道整備事業を促進します。

⑤ 市道の整備

- 幅員の狭い道路や危険な通学路など、必要性や緊急性を勘案し、安全で快適な道路交通の確保に努めます。
- 道路の損傷箇所や排水不良箇所などについて、必要性や緊急性を勘案し、状況に応じて速やかに補修を進めます。
- 「橋梁長寿命化修繕計画」にもとづき、安全性の確保と補修費用等を抑制した予防・保全による維持管理を進めます。
- 瑞穂地区幹線道路整備事業を推進します。

⑥ 私道の整備補助

- 地域の生活環境の改善と快適な通行を確保するため、必要に応じた支援を進めます。

施策(2) 道路環境の整備

① 道路の安全・安心環境の整備、維持管理

- 道路改良整備による歩道整備や通行危険個所の安全対策など、歩行者・自転車・自動車が安全に通行できるよう生活道路の整備を進めます。
- 通行の妨げになる道路に張り出した樹木の枝や雑草等については、所有者や地域の方々の協力を得ながら、適正な管理を促進します。

② 沿道美化や景観づくり

- ボランティア団体による公共空地等への草花植栽活動を支援し、市内に潤いと安らぎを創出する市民が主体のまちづくり活動を推進します。

2. 公共交通



◇ 現状と課題

《鉄道》

- 市内に鉄道駅は大網駅と永田駅があり、令和元年度の1日平均乗車人数は合計で11,030人（大網駅：10,057人、永田駅：973人）ですが、平成26年度の11,664人（同：10,565人、1,099人）と比べると、両駅ともに減少しています。
- 大網駅に接続する外房線・東金線の両路線については、千葉・東京方面への直通列車の増発など、さらなる利便性の向上をJR東日本に対して要望していく必要があります。

《路線バス》

- 市内を運行する路線バスは利用者が減少しています。高齢化により見込まれる今後の需要に対応した移動手段を維持するため、運転免許証返納による割引サービスを周知するなど、利用者を確保して各路線を維持する取り組みが必要です。

《コミュニティバス》

- 増穂地区コミュニティバスは平成24年度から運行しており、多くの人に利用されています。今後も継続的な運行に向け、利用状況の分析などによりニーズを把握する必要があります。
- 白里地区コミュニティバス「はまバス」は平成30年10月から運行しておりますが、利用者数は伸び悩んでいます。地域の方々のニーズを的確に把握し、必要とされる公共交通サービスを検討していく必要があります。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成26年度)		今回調査 (令和元年度)		差異
公共交通	2.01	39位/46	2.00	42位/46	▲0.01

(資料) 市民アンケート調査結果 (平成26年度・令和元年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
コミュニティバスの年間乗車人数	31,169人	37,200人	
1日あたりの鉄道乗車人数	11,030人	9,000人	

◇ 施策の展開

施策(1) 公共交通の充実

① 鉄道の利便性の確保

- 鉄道の利便性向上を図るため、運行本数の増加、千葉・東京方面への直通電車の増発、施設のバリアフリー化の推進などについてJR東日本に要望します。
- 大網駅、永田駅の駅舎改良、施設利用の利便性向上などをJR東日本に要望します。

② 路線バスの利便性の確保

- 路線バスの運行維持・確保について、バス事業者に働きかけます。
- 利用者の利便性の向上につながるノンステップバスや運賃の電子マネー決済の導入について、バス事業者へ働きかけます。
- 利用者動向や意見を踏まえて、運転免許証返納による割引制度の周知や、高速バスなどの新たな路線創設について、バス事業者へ働きかけるとともに、バス路線維持に向けた市民への利用啓発を推進します。

施策(2) 新たな交通手段の確保

① 公共交通システム充実の検討

- 本市の実情に即した公共交通システムの実現に向けて、地域公共交通活性化協議会と連携して検討を進めます。
- 地域公共交通網形成計画にもとづき、持続可能な公共交通網の形成と利便性の向上を図るとともに、情報発信や利用啓発活動により公共交通の利用を促進します。
- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律にもとづく、「地域公共交通再編実施計画」の策定を検討します。

② 新たな公共交通システムの確保

- コミュニティバスについて、利用者の確保を図り運行を維持するとともに、利用者のニーズや意見を踏まえて、さらなる利便性の向上を図ります。
- 自力で移動手段を持たない高齢者の外出を支援するため、季美の森整形外科の送迎バスの利用を事業者と協力して進めます。
- 福祉・介護などの施設や機関と連携して、事業所の送迎バスを活用するなど、新たなサービスを検討します。

③ 公共交通空白地域解消への検討

- 公共交通空白地域の解消に向けた補完的な交通手段を検討するとともに、公共交通問題に取り組む市民組織などとの協働の取り組みを検討します。



3. 駅周辺整備

◇ 現状と課題

- 大網駅周辺は、市民だけでなく多くの人が集う場所であり、駅周辺の活性化が求められているため、今後も駅周辺のまちづくりを進め、都市基盤の充実など市民の利便性の高い拠点整備を進めるとともに、市民が主体となったまちづくりを推進していく必要があります。
- 大網駅東地区では、土地区画整理事業により平成30年に都市計画道路大網駅東中央線が開通し、駅東側の交通は大幅に円滑化しました。また、土地区画整理事業区域内における宅地造成や公共下水道などの都市基盤整備がおおむね完了しました。
- 大網駅南地区では、市の玄関口にふさわしい新たな中心拠点となる商業・業務機能を持たせた地区として駅へのアクセス道路や駅前広場を整備し、安全・快適・便利な市街地環境の創出が求められており、土地所有者と市街地整備をめざしたまちづくりの勉強会を進めています。
- 大網駅周辺では、住宅や生活利便施設による土地利用を促進するため、「市街化調整区域における土地利用方針及び地区計画運用基準」の地区整備計画基準を拡充しました。
- 大網駅前広場へのアクセスが不足していることから、通勤・通学時において十分な安全が確保されておらず、バスやタクシーなどの公共交通機関や一般車両の乗降スペースが不足している状態となっているため、大網駅南地区へ交通結節点としての機能を向上し、歩行者に配慮した駅前広場の整備に取り組む必要があります。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成26年度)		今回調査 (令和元年度)		差異
駅周辺整備	1.65	45位/46	1.85	45位/46	

(資料) 市民アンケート調査結果(平成26年度・令和元年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
「駅周辺整備」に満足している市民の割合	23.5%	上昇	市民アンケートで満足と回答した割合

◇ 施策の展開

施策(1) 駅周辺の整備

① 直面している懸案への対処

- 駅前広場の再整備計画にもとづき、送迎用乗降場所の確保など、朝・夕の送迎時の渋滞緩和と安全性の確保への対処を進めるとともに、「駅前広場の設置及び管理に関する条例」に定めた適正な管理に努めます。

② 市の顔づくりへの取り組み

- 中長期的な取り組みとして、大網駅周辺の市街地整備の推進による駅周辺一帯の都市的土地利用への転換を図るため、大網駅南地区の土地所有者との協議の場づくりを進め、市街地機能の整備による市の玄関・顔づくりの推進に努めます。
- 大網駅周辺の市街化調整区域は、「市街化調整区域における土地利用方針及び地区計画運用基準」にもとづき、市の玄関口にふさわしい商業・業務機能や都心居住機能を中心とした土地利用の誘導を図ります。
- 大網駅周辺のまちづくりに寄与する駅周辺の幹線道路の整備を推進します。
- 放置自転車対策を進め、駅前等の安全かつ円滑な移動の確保に取り組むとともに、駐輪場利用状況等の動向をみながら駐輪場の適正な整備、管理に努めます。

③ 利便性の向上

- 大網駅、永田駅の駅舎改良、施設利用の利便性向上などをJR東日本に要望します。【再掲】

4. 市街地形成



◇ 現状と課題

- 本市の市街地は、分散型の市街地形成が進み、商業・業務ゾーン（大網駅周辺、国道128号沿道、永田駅周辺、増穂地区及び白里地区の主要地方道山田台大網白里線沿道）、住宅市街地ゾーン（大網地区市街地、増穂地区市街地、白里地区市街地、5団地）で構成されています。
- 圏央道大網白里SICをはじめとした交通アクセス性の向上による効果を取り込むため、交通などの流れの適切な誘導や受け皿となる目的地づくりが必要です。
- 大網駅周辺や国道128号沿道の市街化調整区域について、地域の特性や実情に応じた土地利用を促進するため、市街化調整区域における土地利用方針及び地区計画運用基準を拡充しました。
- 人口減少に歯止めをかけて将来の活力を維持していくためにも、良好な居住環境の維持・改善を進める必要があります。
- 障がい者や高齢者、身体機能が低下した人も、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、バリアフリーなまちづくりを進めていくことが必要です。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成26年度)		今回調査 (令和元年度)		差異
市街地形成の推進	1.91	41位/46	2.01	41位/46	

(資料) 市民アンケート調査結果(平成26年度・令和元年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指標	現状値	目標値 (令和7年度)	備考
「市街地形成」に満足している市民の割合	27.3% (令和元年度)	上昇	市民アンケートで満足と回答した割合
市街化調整区域の提案制度を活用した地区計画の決定件数【延べ】	1件 (令和2年4月1日)	2件	
地籍調査の実施面積	2.6k㎡ (令和2年4月1日)	5.0k㎡	

◇ 施策の展開

施策(1) 都市的土地利用の整備・開発・保全

① 開発ポテンシャルへの対応

- 圏央道大網白里SICの開設や国道128号の4車線化整備など、交通立地環境の変革に伴う開発ポテンシャルの上昇を地域活性化に結びつけるため、多様な市街地形成や新規土地需要への対応を進めます。
- 国道128号沿道は、「市街化調整区域における土地利用方針及び地区計画運用基準」にもとづき、適切に沿道型商業・業務系の土地利用の誘導を図ります。

② 計画的な市街地形成

- 社会経済情勢の変化に対応した都市計画制度の運用ため、土地利用状況等の基礎調査や社会経済状況の変化を踏まえ、適宜適切に都市計画の見直しを図ります。
- 社会経済情勢の変化に応じるとともに、総合計画や都市計画区域マスタープランなどに即した「都市マスタープラン」及び「緑のふるさとプラン」の見直しを進めます。
- 地域の実情やめざす市街地像に応じた良好な市街地環境の形成のため、用途地域をはじめとする地域地区制度により、適切な土地利用の維持、誘導を図ります。

③ 地域の維持・活性化への対応

- 地域の実情に応じた開発許可制度を運用していくため、開発行為の許可に関する事務について、千葉県から市への権限移譲を進めます。
- 既存の建築物を地域資源として活用し、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出、その他地域の活力の再生に資する施設の立地を促進します。
- 人口減少、高齢化の進行により、地域コミュニティや日常生活の維持、地域での生計の確立への影響に対応するため、地域における生活利便施設や産業施設などの立地に関する土地利用の検討を進めます。

施策(2) 良好な市街地景観の形成

① 自然と調和する落ち着いた景観形成

- 市の景観特性を活かした良好な景観を形成するため、景観計画の基本方針にもとづき、市民・事業者・市それぞれが主体となって良好な景観づくりへの取り組みを促進します。
- 建築・開発行為などに対し、景観計画（景観形成基準）適合審査を活用して景観への配慮を促進します。
- 太陽光発電設備の設置に関し、事業者に対しガイドラインにもとづく事前協議や住民説明会の開催のほか、事業実施への配慮事項の遵守を求め、災害の防止、環境及び景観の保全、市民の安全安心の確保を促進します。

施策(3) 安全な市街地と住環境の整備

① 防災対応

- 災害発生時の被害を軽減するため、木造住宅の耐震化の促進を図るとともに、避難路等の確保に関する施策を検討します。

② バリアフリーのまちづくり

- 「千葉県福祉のまちづくり条例」などにもとづき、市内の施設・設備のバリアフリー化やユニバーサルデザインにもとづく整備を推進します。
- 障がい福祉サービスの活用により、障がい者の安全に配慮した住環境のバリアフリー化への支援に努めます。

③ 良好な市街地環境の形成

- 開発許可制度や宅地開発事業指導要綱、地区計画制度にもとづき、良好な市街地環境の形成を図ります。
- 市街地における緑化を推進し、潤いと安らぎのあるまちづくりを進めます。

施策(4) 土地情報の整備

① 地籍調査の推進

- 土地に関する権利の保護や土地取引の円滑化、行政の効率化を図るため、土地境界の確認、地籍測量、地籍図作成を行う国土調査法にもとづく地籍調査を長期的に進めます。

5. 下水道・排水対策



◇ 現状と課題

《下水道》

- 下水道は、住環境の改善や公衆衛生の向上を図り、市民が快適で豊かな生活を送るための社会基盤であるとともに、河川や海などの公共用水域の水質保全に欠かせないものです。
- 下水道人口の指標である整備状況（令和2年4月1日）は、普及率57.0%、水洗化率95.4%となっています。
- 下水道施設は規模が大きく多額の維持管理費用が必要となるため、効率的な維持管理を行うとともに、施設の集約化を主体とする統廃合を行い、施設の最適化や運転管理の改善により維持管理費用の削減に取り組む必要があります。
- 公共下水道施設では、すでに老朽化した施設に対し改築更新工事を進め、下水道の機能確保に努めています。また、農業集落排水施設及びコミュニティ・プラント施設についても、施設の老朽化が顕著となってきており、今後の対応について検討していく必要があります。
- 公共下水道事業は、下水道未整備区域の解消に向けて整備を進めていく必要があります。なお、農業集落排水事業とコミュニティ・プラント事業については、すでに下水道整備を完了し、施設の維持管理に努めています。

《雨水排水》

- 排水路の未改修区間や老朽化した区間が多く、「排水対策マスタープラン」にもとづいた緊急度の高い地区の排水対策を実施しており、整備の優先性や効率性を踏まえた河川改修、排水路の整備が必要とされています。また、市街地の浸水被害の軽減対策として、各ポンプ場の適正な維持管理を行っていく必要があります。

《合併処理浄化槽》

- 現在も汲み取りや単独浄化槽を使用している世帯があり、補助金交付により合併処理浄化槽への転換を促していく必要があります。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成26年度)		今回調査 (令和元年度)		差異
下水道・排水対策	1.99	40位/46	2.09	39位/46	

（資料）市民アンケート調査結果（平成26年度・令和元年度実施分）

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値	目標値 (令和7年度)	備 考
下水道による水洗化率	95.4% (令和2年4月1日)	96.0%	
排水路の整備済延長	9.7km (令和2年4月1日)	10.2km	
合併処理浄化槽設置(転換) 補助基数	76基 (平成28年度～ 令和2年9月末)	76基	目標値は令和3～ 7年度の延べ基数

◇ 施策の展開

施策(1) 下水道事業の推進

① 下水道施設の最適化

- 下水道の各事業(公共下水道事業、農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント事業)について、施設の集約化を主体とする統廃合を行い、施設の最適化に努めます。

② 下水道施設の改築

- 老朽化する下水道施設について、改築計画を策定し、国からの交付金を活用しながら計画的な改築を進め、下水道の機能確保に努めます。

③ 下水道処理施設の維持管理

- 各事業(公共下水道事業、農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント事業)で建設した下水道施設について、一体的、効率的に維持管理を行い、汚水を適正に処理しながら経費の削減に努めます。

④ 下水道施設の整備

- 公共下水道の污水管きよの整備により処理区域の拡大に努めます。

施策(2) 雨水排水対策の推進

① 河川改修や排水施設などの整備

- 「排水対策マスタープラン」にもとづいた準用河川金谷川の改修、排水路の整備を推進します。
- 二級河川小中川の改修整備の促進について、県に要望します。

② 雨水排水施設の維持管理

- 市街地の浸水被害の軽減対策として雨水ポンプ場の適正な維持管理に努めます。

③ ため池、排水機場や排水路の整備

- ため池の維持管理を充実するとともに、湛水被害の発生を未然に防止する排水機場や排水路の整備・維持管理について関係機関へ要請します。

④ 排水機場施設の整備促進

- 堀川排水機場の除塵機設備等の更新など、防災施設ストックマネジメント事業を促進します。
- 災害時における堀川排水機場の電源確保対策を促進します。

施策(3) し尿・汚泥の処理

① し尿・汚泥の処理

- 山武郡市広域行政組合（環境アクアプラント）との連携による処理体制の維持に努めます。

② 合併処理浄化槽

- 費用の一部助成を行い、単独浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進します。
- 浄化槽の法定検査や保守点検などの適正管理を啓発し、生活排水の適正な処理を促進します。

6. ガス・水道



◇ 現状と課題

《ガス》

- ガス事業においては、経年要対策管約 32km を令和 10（2028）年度までに入れ替える計画を進めており、事業の進捗に比例して減価償却費の急激な増加が予想され、今後の経営に大きな影響を及ぼすものと懸念されています。
- 経年管や老朽化した設備などの改修を行っていくため、ガス料金の見直しを含めた財源の確保が必要となっています。
- 未納ガス料金の適切な回収が必要となっています。

《水道》

- 上水道は、山武郡市広域水道企業団により各家庭に配水しており、普及率は 99.5%（令和元年度）になっています。
- 水道料金については、九十九里地域水道企業団及び山武郡市広域水道企業団の構成市町として高料金対策補助金を負担していますが、都市部に比べ高い設定となっており、格差是正についての要望を進めています。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成 26 年度)		今回調査 (令和元年度)		差異
ガス・水道	2.43	14 位/46	2.56	13 位/46	

(資料) 市民アンケート調査結果 (平成 26 年度・令和元年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値	目標値 (令和 7 年度)	備 考
経年本支管入替延長 (ガス管)	18.5km (令和 2 年 4 月 1 日)	28.0km	「導管入替計画」にもとづき、経年要対策管約 32 km の入替を令和 10 年度までに完成させる
経年配水管入替延長 (水道管)	4.1km (平成 28 年度～ 令和 2 年度)	3.4km	目標値は令和 3～7 年度の入替計画延長

◇ 施策の展開

施策(1) 市営ガスの供給

① ガス供給施設の整備

- 「導管入替計画」にもとづいた経年管対策事業など老朽設備の改修・更新を図るとともに、供給施設の保安・維持管理の充実を図ります。

② ガス事業の運営

- ガス料金未納者対策を強化するとともに、ガス料金の適正化を進めます。
- 天然ガス利用の優位性についての情報提供と啓発を図ることで利用者の確保に努め、公営企業としての経営改善への取り組みを推進します。

施策(2) 上水道の供給

① 水道供給

- 山武郡市広域水道企業団と連携し、水の安定供給を図るよう施設の適正な維持管理を要望するとともに、地域によって異なる水道料金の格差の是正を要望します。
- 県内水道の統合・広域化に向けて関係機関と協議を進めます。

7. 公園・緑地



◇ 現状と課題

- 小中池公園は、年間を通して市内外から多くの来遊者でにぎわっていますが、施設等は老朽化により更新時期を迎えており、周辺環境を活かした再整備を進める必要があります。
- 白里海岸公園では、近年、利用者が減少しており、今後の管理運営を見直しする必要があります。
- 市内には36箇所の都市公園と31箇所の緑地、17箇所の緑道があり、市民の憩いの場となっています。地域住民との協働などを取り入れ、公園機能を維持管理していく必要があります。
- 市内には23箇所の児童遊園と3箇所の多目的広場があり、市民の憩いの場となっています。児童遊園については、遊具などの公園施設の老朽化が進んでいるため、効率的な改修を行うなど、適切な維持管理が必要となっています。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成26年度)		今回調査 (令和元年度)		差異
公園・緑地	2.39	17位/46	2.47	20位/46	

(資料) 市民アンケート調査結果(平成26年度・令和元年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
「公園・緑地」に満足している市民の割合	51.0%	上昇	市民アンケートで満足と回答した割合
自治会への公園維持管理委託数	2団体	3団体	

◇ 施策の展開

施策(1) 公園機能の整備・維持

① 自然公園

- 「小中池公園再整備構想」にもとづき、小中池公園の魅力向上に努めるとともに、自然環境を活用した特色のある公園整備に努めます。
- 自然とふれあい、安全・安心に過ごせる憩いの場として、小中池公園及び白里海岸公園が利用されるよう適正な維持管理に努めます。
- 白里海岸公園の風致景観の保全に努めるとともに、現状や課題等を踏まえ、今後のあり方を検討し、管理運営の見直しを進めます。

② 都市公園

- 公園の利用の増進に向け、安心・安全を最優先に施設の点検等を実施し、適正な維持管理に努めます。

③ その他の公園

- 地域市民の憩いの場や余暇活動、防災拠点などに資する公園管理に努めます。

④ 市民参画、協働の取り組み

- 地域コミュニティ活動と連携した公園の維持管理、美化活動や花の植栽への市民協力など、協働の推進を図ります。
- 区・自治会などによる公園などの管理を推進します。

第4節 人と自然が調和したまち【自然環境との共生】

《施策体系》

基本施策	施策	個別施策
1. 地球温暖化対策	(1) 温室効果ガス排出量の削減	① 「地球温暖化対策実行計画」の推進
		② 地球温暖化防止活動の情報提供
		③ 「環境基本計画」の見直しと推進
	(2) 省エネ取り組みの促進	① 活動団体の育成
		② 家庭や事業所などでできる環境保全の促進
	(3) 再生可能エネルギーの利用	① 再生可能エネルギー活用の普及
② 既存の取り組みの展開		
2. ごみ処理	(1) ごみ収集・処理体制の充実	① 分別排出、収集、処理の推進
		② 減量化の推進
	(2) ごみ減量化と3R活動の推進	② 資源リサイクルの推進
		③ 広域的な取り組みの推進
3. 自然環境の保全と共生	(1) 自然環境の保全	① 環境教育・学習の推進
		② 環境保全活動の推進
		③ 環境保全型工法の推進
	(2) 自然との共生	① 自然のなかでの遊び場づくり
4. 緑化・環境美化	(1) 緑化・環境美化活動の推進	① 緑化、花いっぱい推進
		② 環境美化の推進
5. 生活環境の保全	(1) 公害・不法投棄対策の推進	① 監視と指導、啓発の推進
	(2) 空き家対策の推進	① 空き家対策の推進

第4節 人と自然が調和したまち【自然環境との共生】

1. 地球温暖化対策



◇ 現状と課題

- 地球温暖化に伴う気候変動は世界各地に深刻な被害をもたらしており、温暖化の要因となる温室効果ガスの排出削減は国際的に喫緊の課題となっています。わが国においても、令和2年10月に2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざすことが宣言されるとともに、同年11月には国会にて気候非常事態宣言が決議されるなど、地球温暖化問題への早急な対策が求められています。
- 温暖化対策の市の具体的な取り組みを定めた「地球温暖化対策実行計画」では、設備機器の効率的な運用や再生可能エネルギーの積極的な活用などにより、行政の日常業務から生じる温室効果ガス排出量の削減に取り組み、令和12（2030）年度までに40%削減（平成25（2013）年度比）するという目標を掲げています。
- 公共施設とその設備を更新・改修する際には、温室効果ガス排出量を削減する設計や機器選定を行うとともに、市職員は省エネを意識して公共施設とその設備を運用する必要があります。
- 環境問題は、大気、水、エネルギー、食料、廃棄物など、暮らしの全般、自然環境や生物多様性などに広く関わるものであり、環境重視のまちづくりを総合的に推進していくことが求められています。市では、「環境基本計画」を指針として、市民・事業者と公平かつ適切な役割のもとに連携・協力していくこととしています。
- 温室効果ガス排出量の削減をはじめとする環境負荷低減に向けて、市民・事業者・行政がそれぞれ担い手として協働で取り組む必要があります。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成26年度)		今回調査 (令和元年度)		差異
温室効果ガス排出抑制	2.35	20位/46	2.43	23位/46	

(資料) 市民アンケート調査結果(平成26年度・令和元年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量	4,211.0t-CO ₂	3,861.8t-CO ₂	
新エネルギー導入補助制度の実施	2事業	4事業	現状値：太陽光発電システム・定置用リチウムイオン蓄電システム

◇ 施策の展開

施策(1) 温室効果ガス排出量の削減

① 「地球温暖化対策実行計画」の推進

- 「地球温暖化対策実行計画」の削減目標の実現に向けた取り組みを進めます。

② 地球温暖化防止活動の情報提供

- 地球温暖化防止の推進についての市民周知と取り組み情報の提供を進め、身近でできる実践活動の啓発を進めます。

③ 「環境基本計画」の見直しと推進

- 「環境基本計画」の見直しを行い、本市の環境保全に関する総合的かつ長期的な目標と施策の方向性を定め、計画的な施策の推進を図ります。

施策(2) 省エネ取り組みの促進

① 活動団体の育成

- 「環境基本計画」の実践に向けた市民への啓発、情報提供などを担う環境保全活動団体の育成を図ります。

② 家庭や事業所などでできる環境保全の促進

- 環境・エコに関する学習活動を推進し、ごみの減量化、資源の有効活用・資源リサイクル、廃油の適正処理など環境保全への実践活動を促進します。

施策(3) 再生可能エネルギーの利用

① 再生可能エネルギー活用の普及

- 公共施設の省エネルギー対策を率先して取り組むとともに、太陽光、風力など資源循環を考慮した再生可能エネルギーの導入を検討します。
- 市民や事業者への情報提供や啓発を進め、住宅への省エネルギー設備の導入を促進します。
- 九十九里沖の洋上風力発電設備の整備に向け、千葉県、九十九里沿岸自治体及び事業者と連携を図ります。

② 既存の取り組みの展開

- 小・中学生を対象とした再生可能エネルギー・環境教育を進めます。
- 施設改修等にあわせて再生可能エネルギー等の活用を推進するとともに、経済性に配慮しつつ、公共施設の省エネルギー機器への転換を推進します。

第4節 人と自然が調和したまち【自然環境との共生】

2. ごみ処理



◇ 現状と課題

- 本市では、東金市外三市町清掃組合と協力して8品目のごみ分別収集を行っています。平成21年度からはごみ処理を有料化し、ごみの減量化と再資源化・リサイクルに取り組んでおり、ごみの年間総排出量は、年次による増減はあるものの長期的には減少傾向にあります。
- 学校や区・自治会などによる資源ごみの回収活動、廃食用油の回収を奨励するとともに、生ごみ堆肥化装置購入への補助などを通じてリサイクル活動を推進しています。
- ごみの収集については、収集時間の短縮などへの体制づくりに努めるとともに、ごみ収集カレンダーによる分別の周知徹底、ごみ集積場の適正な管理を促進していく必要があります。
- 市民、事業者に対するごみの減量化とリサイクルへの一層の推進を図り、地域が一体となって資源循環型社会の構築に向けて取り組んでいく必要があります。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成26年度)		今回調査 (令和元年度)		差異
ごみの減少化と資源リサイクル	2.81	1位/46	2.78	2位/46	

(資料) 市民アンケート調査結果(平成26年度・令和元年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
家庭ごみの市民一人あたり排出量	661g/日	542g/日	「清掃組合一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」による本市分
可燃ごみ量 (本市排出量)	11,847 t/年	9,428 t/年	
資源化率	22.14%	27.14%	

◇ 施策の展開

施策(1) ごみ収集・処理体制の充実

① 分別排出、収集、処理の推進

- 市民にわかりやすいごみ収集カレンダーの作成や、広報紙、ホームページなどによる発信により、ごみの分別や排出マナーの向上を図るとともに、集積場の適正な設置や管理を進めます。

施策(2) ごみ減量化と3R活動の推進

① 減量化の推進

- ごみの減量化を市民、事業者、行政が一体的に地域ぐるみで推進します。
- 生ごみ堆肥化装置利用の促進、購入への支援を図ります。
- レジ袋等をはじめとするプラスチックごみの削減やマイバッグ持参等の環境負荷の少ない消費行動への転換などについて、広報紙やホームページなどによる情報発信により、循環型社会への意識向上に努めます。
- 食品ロスの削減について、市内の家庭と事業者双方に対して出前講座等を通じた意識啓発に努めます。

② 資源リサイクルの推進

- 資源リサイクルと連携し、ごみの減量化を市民、事業者、行政が一体的に地域ぐるみで推進します。
- 学校や自治会などによる資源ごみの回収活動を支援し、リサイクル運動の推進を図ります。
- リユース情報コーナーの活用やリサイクル活動を促進し、循環型社会の構築や3R運動を推進します。

③ 広域的な取り組みの推進

- ごみ処理施設については、「新ごみ処理施設整備基本計画」にもとづき東金市外三市町清掃組合をはじめ構成市町と密接に連携を図りながら計画的に整備を進めます。

第4節 人と自然が調和したまち【自然環境との共生】

3. 自然環境の保全と共生



◇ 現状と課題

- 本市は、丘陵から田園、海岸に至る地勢にあり、森林、里山、河川、田園、平地林、海浜などが育む多彩な自然環境を有しています。まちづくりにおいて、この自然環境を市民の生活と調和させつつ保全していく必要があります。
- 千葉県立九十九里自然公園の一部である本市の海岸では、県や自然保護指導員と連携して海浜植物などの保護に努めていくことが必要です。
- さまざまな活動団体が里山の再生、ホタルの保全活動など、身近な自然を紹介する情報発信、自然を活かした学習企画などに自主的に取り組んでいます。
- 自然環境保全活動を支援し、環境教育などの学習機会の拡充や次世代に継承していく取り組みを活発化していくことが必要です。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成 26 年度)		今回調査 (令和元年度)		差異
自然環境の保全	2.48	11 位/46	2.56	13 位/46	

(資料) 市民アンケート調査結果 (平成 26 年度・令和元年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)	備 考
「自然環境の保全」に満足している市民の割合	55.7%	上昇	市民アンケートで満足と回答した割合

◇ 施策の展開

施策(1) 自然環境の保全

① 環境教育・学習の推進

- 市民活動団体などと連携した市の自然や動植物生態に関する情報提供の強化、学校教育や生涯学習における体験的な環境教育、学習機会の拡充を図り、自然環境保全と管理の手法を学習する機会の創出を推進します。

② 環境保全活動の推進

- 白里海岸のハマヒルガオ、ハマボウフウなどの海浜植生の保全やウミガメなど自然動物の保護、海浜レクリエーション機能の充実を図るとともに、次世代に継承していくための取り組みを推進します。
- 白里海岸の侵食対策の促進について、県などの関係機関に要望します。

③ 環境保全型工法の推進

- 施設整備や道路工事などにおける動植物の生態環境と保水能力・浸透性への配慮など、環境保全型工法の導入を検討します。

施策(2) 自然との共生

① 自然のなかでの遊び場づくり

- 「小中池公園再整備構想」にもとづき、小中池公園の魅力向上に努めるとともに、自然環境を活用した特色のある公園整備に努めます。【再掲】

第4節 人と自然が調和したまち【自然環境との共生】

4. 緑化・環境美化



◇ 現状と課題

- 緑化については、開発などにより緑地が減少するなかで、本市の自然環境と調和し、身近な生活の場に潤いをもたらす緑化活動、環境美化活動の推進が必要です。
- 花のボランティア連絡協議会会員が公共施設への植栽活動を実施しているほか、花の団体 9 団体が組織され、各地区で活動をしています。こうした緑化活動を支援するとともに、市民の緑化への意識づくりと活動への参画を拡大していく必要があります。
- 作業に参加するボランティア会員が減少し、参加する会員の負担が増しているため、会員数の増加やモチベーションのアップが必要となっています。
- 環境美化については、ゴミゼロ運動の実施、ボランティア団体による清掃活動への支援に努めています。また、小・中学生を対象に環境問題に関する学習機会を提供するとともに、職場体験学習などを通して環境について考える機会を設けています。
- 不法投棄などを「させない、されない」環境づくりを進める必要があります。
- 身近な生活空間や公共空間の環境美化への啓発を行うとともに、環境美化への地域ぐるみの実践活動を拡大していく必要があります。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成 26 年度)		今回調査 (令和元年度)		差異
緑化・環境美化	2.49	8 位/46	2.50	18 位/46	

(資料) 市民アンケート調査結果 (平成 26 年度・令和元年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)	備 考
「緑化・環境美化」に満足している市民の割合	52.4%	上昇	市民アンケートで満足と回答した割合
花の植栽活動団体数	9 団体	11 団体	
ゴミゼロ運動の実施地区数	113 地区	116 地区	

◇ 施策の展開

施策(1) 緑化・環境美化活動の推進

① 緑化、花いっぱいの推進

- 花のボランティア連絡協議会活動を通じて潤いと安らぎのあるまちづくりを推進します。
- 各地域の花の団体による草花の植栽活動を支援し、公共空地の景観の向上とともに、地域コミュニティの維持を図ります。

② 環境美化の推進

- ゴミゼロ運動及びボランティア清掃への支援を行っていくとともに、ごみが捨てられない環境づくりを進めます。
- 観光地の美化、観光客などに対するごみの持ち帰り運動の推進に努めます。

第4節 人と自然が調和したまち【自然環境との共生】

5. 生活環境の保全



◇ 現状と課題

- 騒音、振動、悪臭などの公害通報に対しては、通報者と行為者の状況を調査し、必要に応じて指導などを行っています。
- ポイ捨て、愛玩動物のふんや鳴き声、悪臭などの生活型公害については、市民のモラルの問題が大きく、意識啓発による改善を求めている必要があります。
- 千葉県内の大規模な不法投棄は減少傾向にあります。依然として小規模な不法投棄が発生しており、不法投棄監視員による監視や市民からの情報を得て、不法投棄の抑止と早期発見に努めています。
- 不法投棄監視員の高齢化や後継者不足などへの対応が必要となっています。
- 住宅や建物の老朽化、所有者の高齢化などに伴って増加している空き家は、所有者に適正な管理をするよう指導するなどの対策が必要となっています。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成26年度)		今回調査 (令和元年度)		差異
公害対策	2.11	34位/46	2.17	37位/46	

(資料) 市民アンケート調査結果(平成26年度・令和元年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
不法投棄通報件数	82件	73件	
空き家バンク登録件数 (成立数/登録数)	2/2	10/10	

◇ 施策の展開

施策(1) 公害・不法投棄対策の推進

① 監視と指導、啓発の推進

- 公害防止、ごみの不法投棄防止への啓発と監視を進めます。
- ポイ捨て、愛玩動物のふんや鳴き声、悪臭など、生活型公害防止への市民モラル向上の啓発を進めます。
- 公害苦情、不法投棄にかかる通報に対し、関係機関などと連携した迅速な調査、指導を進めます。
- 継続して不法投棄監視員を委嘱し、連携して監視体制の強化を図ります。

施策(2) 空き家対策の推進

① 空き家対策の推進

- 空家等対策の推進に関する特別措置法にもとづき、空き家対策についての取り組みを強化するとともに、空き家バンク制度により空き家の利活用等を推進します。
- 平成30年に国が実施した住宅・土地統計調査の結果を踏まえ、今後、空き家等が増加していくことを念頭に、発生予防、適切な管理、利活用の促進など、必要となる取り組みについて検討します。

第5節 誰もが安全に安心して暮らせるまち【安全・安心の確保】

《施策体系》

基本施策	施策	個別施策
1. 防災対策	(1) 地域防災体制の強化	① 「地域防災計画」の推進
		② 防災施設の整備
		③ 自主防災組織の育成
		④ 避難行動要支援者名簿の整備
		⑤ 国民保護対策
	(2) 防災・減災対策の推進	① 「国土強靱化地域計画」の推進
		② 浸水被害の軽減
		③ 土砂災害の防止
		④ 防災・減災に対する意識と行動の啓発
		⑤ 住宅の耐震化の促進
2. 消防・救急体制	(1) 火災予防の推進	① 防火対策と予防の啓発
	(2) 消防体制の充実	① 常備消防の充実
		② 消防団の機能強化
		③ 消防水利の強化
	(3) 救急体制の充実	① 搬送体制・救急医療体制の充実
		② 応急措置の普及
3. 交通安全対策	(1) 道路交通環境の充実	① 交通安全施設の整備
		② 道路の安全環境の整備
	(2) 交通安全活動の推進	① 交通安全指導、教育の推進
		② 交通安全活動の推進
4. 防犯対策	(1) 防犯環境の整備	① 防犯施設の整備
	(2) 防犯活動の推進	① 防犯情報の提供など広報活動の推進
		② 地域活動の推進
5. 消費生活対策	(1) 消費生活情報の提供	① 情報提供と啓発活動の強化
		② 相談窓口機能の充実

1. 防災対策



◇ 現状と課題

- 東日本大震災や近年多発する大規模災害などから防災に対する意識が高まっています。本市では、「地域防災計画」において『全庁的な防災体制の構築と初動対応の強化』、『自助・共助・公助にもとづく地域防災力の向上』及び『要配慮者や女性の視点に立った取組』のもとに「減災の視点を取り入れた防災対策の推進」を基本理念として、防災対応に必要な組織と設備を備え、職員全員の防災意識を高め、全庁的な防災体制の構築を図るものとしています。
- 津波避難路の指定などをまとめた「津波避難計画」、高台の整備・避難路の誘導看板の整備などを事業の柱とする「津波避難施設整備計画」を策定するほか、洪水・津波ハザードマップや地震・火災・津波・風水害などの防災情報冊子により、安全対策や避難場所などの周知を図っています。
- さまざまな自然災害やあらゆるリスクを見据え、平常時に実施すべき取り組みを整理・具体化した「国土強靱化地域計画」を策定し、その取り組みを推進していく必要があります。
- 災害時における必要物資の供給、医療活動、福祉避難所の指定などについて、関係機関と災害時の活動協定の締結を進めていく必要があります。また、災害における情報の収集・伝達体制の構築、避難所施設の耐震化などを進める必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症が拡大したことから、新しい生活様式に即した防災対策が必要となっています。感染症予防及び感染拡大防止の観点を踏まえ、備蓄物資の内容や避難所の運営方法を改めて検討する必要があります。
- 本市では、36の自主防災組織（令和2年4月現在）が設置され、防災資機材の整備に対する補助をしていますが、世帯数に対して組織率56.8%と未だ低く、着実な組織化を進め、災害に備えた活動を促進していく必要があります。
- 防災行政無線の老朽化が進むとともに、防災行政無線の屋外子局からの放送が聞こえづらい地域もあることから、設備の計画的な更新と難聴地域の対策が必要です。また、災害時における情報伝達方法の拡充を図るため、災害用メール配信システムの登録を促す普及活動の強化も必要です。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成26年度)		今回調査 (令和元年度)		差異
防災対策	2.36	19位/46	2.52	16位/46	

(資料) 市民アンケート調査結果(平成26年度・令和元年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値	目標値 (令和7年度)	備 考
自主防災組織設立数【延べ】	36 組織 (令和2年4月1日)	46 組織	
災害情報メール登録者数【延べ】	2,700 件 (令和2年10月1日)	3,500 件	

◇ 施策の展開

施策(1) 地域防災体制の強化

① 「地域防災計画」の推進

- 「地域防災計画」にもとづき、行動主体や災害に応じた災害時対応マニュアルを整備し、災害時の行動規範の明確化を図り、防災体制の強化を図ります。
- 関係団体や民間企業との災害時の活動協定の締結を推進します。
- 災害時における人的・物的支援の受け入れ体制の整備を進めます。
- 災害時における避難情報などの情報伝達方法の拡充を図ります。

② 防災施設の整備

- 災害時の防災拠点となる本庁舎をはじめ、避難所施設の耐震化を推進するとともに、拠点施設への防災資機材の備蓄を推進します。
- 「津波避難施設整備計画」にもとづき、高台や誘導看板、誘導灯等の整備を進めます。
- 防災行政無線の戸別受信機の普及を推進します。
- メール配信システムの運用により、災害時の情報伝達手段の確保を図ります。
- 避難所では、密集、密接を防ぐためのスペースを確保するとともに、間仕切りの設置や、接触機会の低減を図るなど、新型インフルエンザや新興感染症対策に努めます。
- 防災行政無線の難聴地域対策、防災井戸、防災備蓄倉庫などの防災関連施設を適正に維持管理するとともに、避難所生活の環境を良好に保つための設備の整備を図ります。

③ 自主防災組織の育成

- 自主防災組織の活動内容の周知を図り、出前講座などを通じて自主防災組織の結成を促進し、防災・減災の推進を図ります。
- 自主防災組織結成後のフォローアップを実施し、自主防災組織の活動を促進します。

④ 避難行動要支援者名簿の整備

- 関係機関、地域コミュニティ活動との連携をもとに避難行動要支援者名簿の作成を進め、災害時の要支援者支援体制の整備を図ります。

⑤ 国民保護対策

- 「国民保護計画」の周知を図り、非常時対応への意識啓発、広域的な連携の強化を進めます。

施策(2) 防災・減災対策の推進

① 「国土強靱化地域計画」の推進

- 「国土強靱化地域計画」にもとづき、今後想定される大規模自然災害等に備えた強靱なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

② 浸水被害の軽減

- 県や関係機関と連携し、小中川をはじめとする河川改修事業を促進するとともに、準用河川金谷川の改修の推進、排水施設の整備など、浸水被害の軽減を図ります。

③ 土砂災害の防止

- 土砂災害警戒区域の周知や訓練による避難行動の実践などにより、区域内の市民の安全対策に努めます。

④ 防災・減災に対する意識と行動の啓発

- 地域の特性を踏まえた防災訓練の実施などを通じて防災意識の高揚を図ります。
- 災害情報等を迅速に多くの市民に提供するため、メール配信システム等を周知し、登録の促進を図ります。
- 洪水・津波ハザードマップにより、浸水想定区域・土砂災害警戒区域、避難路、避難所などの周知を図り、防災・減災に努めます。
- 「津波避難計画」による市民の津波発生時の迅速な避難行動の周知を進めます。

⑤ 住宅の耐震化の促進

- 災害発生時の被害を軽減するため、木造住宅の耐震化の促進を図るとともに、避難路等の確保に関する施策を検討します。【再掲】

2. 消防・救急体制



◇ 現状と課題

- 地域防災の要である常備消防は、山武郡市広域行政組合で運営されており、市内には南消防署と白里出張所があります。これら常備消防、救急体制の機能強化を促進していくことが必要です。
- 消防団は、条例定数 543 名に対して多くの欠員が生じており、団員の高齢化が進んでいます。消防団活動は、火災や災害時などの対応のみならず、地域づくりの多面的な機能を担っており、活動紹介やPRの検討など、運営体制の維持を図っていくことが必要になっています。
- 住宅用火災警報器は、消防法により個人の住宅に設置が義務づけられており、設置促進の啓発活動を行っていますが、いまだに設置普及率が低いため、さらなる設置の促進を図る必要があります。
- 消防水利については、大地震等を想定した強度の高い消防水利の設置など、計画的な改修・整備が必要とされています。
- 常備消防による救急体制については、山武郡市広域行政組合を中心に救急医療など地域医療体制の充実に努めており、さらなる救急医療機能の強化を促進していく必要があります。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				差異
	前回調査 (平成 26 年度)		今回調査 (令和元年度)		
消防体制	2.63	4 位/46	2.73	3 位/46	+0.10
救急体制	2.21	31 位/46	2.42	25 位/46	+0.21

(資料) 市民アンケート調査結果 (平成 26 年度・令和元年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和 2 年 4 月 1 日)	目標値 (令和 7 年度)	備 考
消防水利の整備	91.7%	93.0%	
消防団員の定員充足率	75.0%	80.0%	
応急手当普及員の拡充	6 名	10 名	

◇ 施策の展開

施策(1) 火災予防の推進

① 防火対策と予防の啓発

- 住宅や事業所における防火予防対策の普及を促進するとともに、住宅用火災警報器設置義務について周知し、設置普及を促進します。
- 火災予防運動・歳末夜警などによる啓発活動を通じて、防火意識の向上を図ります。

施策(2) 消防体制の充実

① 常備消防の充実

- 行政人口に対応した常備消防の強化及び消防・救急対応機能の強化を促進します。

② 消防団の機能強化

- 消防団の機能や日常活動の市民への情報提供、啓発を進め、消防団への理解を広げるとともに、消防団員の処遇など活動環境の改善を図ることで、消防団員の確保に努めます。
- 団員の負担軽減や機能別消防団員の導入への検討を進めるなど、就業形態や高齢化などに対応した消防団の運営体制の強化を図ります。
- 消防団の情報収集及び連絡調整などの指揮命令系統の高度化整備を推進します。

③ 消防水利の強化

- 「消防施設整備計画」にもとづき消防水利の整備を推進します。

施策(3) 救急体制の充実

① 搬送体制・救急医療体制の充実

- 消防本部からの事案外事案における消防団への要請に対応し、救急、搬送体制を促進します。
- 広域的な連携による搬送体制と救急医療体制の強化及びドクターヘリの有効活用を促進します。

② 応急措置の普及

- 救命・応急措置講習会の拡大などを通じて、市民による救命・応急措置知識の普及を図ります。
- 応急手当普及員を消防署などが実施する救命講習に派遣することにより、救命講習受講者の受け入れ拡大を支援します。

3. 交通安全対策



◇ 現状と課題

- 本市の令和元年の交通事故発生件数は123件、死亡・負傷者数は152人となっています。
- 交通安全施設については、カーブミラーやガードレールを設置するとともに、路面標示などを整備して安全対策を図っています。今後も、歩道の整備、通行危険箇所の安全対策など、道路の安全環境の改善を進めていく必要があります。
- 見通しの悪い道路や歩道整備が求められる箇所など、優先度を検討しながら整備を進める必要があります。
- 重大事故の発生箇所では、警察や関係機関と連携して検証し、必要に応じた安全対策を進めていく必要があります。
- 東金交通安全協会大網白里支部や関係機関と連携し、交通安全教室の開催、交通安全指導により交通安全の推進に努めています。引き続き、自転車を含む車両利用者、歩行者の交通マナーの向上と交通ルール遵守の徹底が必要です。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成26年度)		今回調査 (令和元年度)		差異
交通安全対策	2.25	28位/46	2.42	25位/46	

(資料) 市民アンケート調査結果(平成26年度・令和元年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指標	現状値	目標値 (令和7年度)	備考
交通事故発生件数	123件 (令和元年)	90件	
交通安全教室の開催回数	19回 (令和元年度)	19回	

◇ 施策の展開

施策(1) 道路交通環境の充実

① 交通安全施設の整備

- 警察や関係機関と連携し、交通安全施設の整備を進めます。
- 信号機、横断歩道等の設置を警察に要望します。

② 道路の安全環境の整備

- 道路整備事業と連携した歩道整備の推進、通行危険箇所の安全対策、通行規制のゾーン路面標示など安全環境の改善を進めます。

施策(2) 交通安全活動の推進

① 交通安全指導、教育の推進

- 東金警察署、東金交通安全協会などの関係機関と連携し、交通安全運動などを通じた交通安全意識の高揚を図ります。
- 交通事故を防止するため、交通安全教室の実施など、交通安全教育を推進します。

② 交通安全活動の推進

- 児童・生徒の登下校時の安全を図るため、地域市民などによる見守り活動を促進します。

4. 防犯対策

◇ 現状と課題

- 市民の生命と財産を犯罪から守り、安心して生活することができる環境は、市民だれもの願いです。市内の犯罪件数（刑法犯認知件数）は212件（令和元年）となっています。
- 関係機関や防犯組合と連携した地域の防犯活動、自主防犯組織が行う地区の見回り、児童・生徒の見守り活動など、安全で安心な環境を確保するために地域ぐるみで対策に努めています。緊急時などに正確な情報収集及び情報提供を行っていくとともに、各団体における活動を統一的に行うことができるような組織づくりも必要になっています。
- 防犯組合の協力により、防犯灯及び犯罪防止のための看板やのぼり旗の設置を進めていますが、市民が利用する通学路や通勤路などでの夜間の安全確保が必要です。
- 防犯組合では組合員の高齢化が進んでおり、担い手の確保対策が必要です。
- 近年、高齢者を狙った振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺が増加しているため、注意喚起を徹底するとともに、地域での声かけや見守り活動が必要です。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成26年度)		今回調査 (令和元年度)		差異
防犯対策	2.22	30位/46	2.42	25位/46	

(資料) 市民アンケート調査結果(平成26年度・令和元年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値	目標値 (令和7年度)	備 考
犯罪件数 (刑法犯認知件数)	212件 (令和元年)	170件	
防犯灯の設置数【延べ】	6,368基 (令和2年11月1日)	6,500基	

◇ 施策の展開

施策(1) 防犯環境の整備

① 防犯施設の整備

- 防犯組合や地域コミュニティの協力による防犯灯設置を支援し、市民の夜間の安全確保を図ります。
- 自主防犯団体等へ防犯物資を支給し、地域の犯罪防止を推進するとともに、東金警察署などと密接な連携を図り、新たな安全環境の整備を検討します。

施策(2) 防犯活動の推進

① 防犯情報の提供など広報活動の推進

- 関係機関との連携により、速やかに防犯情報の提供を行い、犯罪などに対する防犯啓発、犯罪抑止の意識を高め、犯罪減少を図ります。
- 犯罪の発生状況や防犯対策などに関する出前講座を実施し、安全で安心なまちづくりを進めます。

② 地域活動の推進

- 「安全で安心なまちづくりの推進に関する条例」にもとづき、関係機関との連携や自主防犯団体等を支援し、地域の防犯活動を推進します。
- 自主防犯団体等による防犯パトロールなど、地域の安全を確保するための防犯活動を促進します。
- 青色防犯パトロール実施者及び自主防犯団体の活動を支援します。

5. 消費生活対策

◇ 現状と課題

- 主に高齢者を狙った振り込め詐欺やインターネットを使った誇大広告など犯罪手口の多様化・巧妙化が進むとともに、通信販売の定期購入など、情報通信関連の問題が発生しています。
- 本市では、消費者啓発チラシの配布、消費生活センターの設置などを行っており、消費者保護の観点から、正しい知識の啓発による消費者の自立を促し、関係機関との連携による消費者教育や相談対応が必要となっています。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成 26 年度)		今回調査 (令和元年度)		差異
消費生活対策	2.39	17 位/46	2.57	11 位/46	

(資料) 市民アンケート調査結果 (平成 26 年度・令和元年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)	備 考
消費生活相談員研修	15 回	15 回	
消費生活相談件数	282 件	300 件	

◇ 施策の展開

施策(1) 消費生活情報の提供

① 情報提供と啓発活動の強化

- 悪質商法などの消費者トラブルに関する情報提供、消費者の特性に配慮した生活などの情報提供を進め、啓発を強化します。
- 消費生活の安定と向上を図るため、各年代に応じた情報提供により、啓発を推進します。
- 消費者トラブルなどの未然防止及び相談窓口の周知を図るため、広報紙、ホームページなどを活用して情報提供に努めます。

② 相談窓口機能の充実

- 消費生活にかかる多種多様な事例に対応するため、県消費者センターなど関連機関との連携を進めるほか、さらなる相談窓口の充実を図ります。
- 全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）を活用し、消費者トラブルに対する適切な対応、啓発を図ります。

第6節 にぎわいと活力のあるまち【産業・観光の振興】

《施策体系》

基本施策	施策	個別施策
1. 農業・水産業	(1) 生産基盤の整備と農地の保全	① 生産基盤の整備
		② 耕作放棄地の解消
	(2) 農作物被害の防止	① 農作物被害の軽減
	(3) 畜産の振興	① 経営環境の整備
	(4) 農業経営体の育成	① 認定農業者・担い手の支援
		② 新規就農の促進
	(5) 環境保全・循環型農業の推進	① 環境にやさしい農業の推進
		② 多面的機能支払交付金
③ 森林環境の保全		
(6) 流通・販売の促進	① 産直販売体制の整備	
	② 農産物などの加工開発	
(7) 水産業の振興	① 育てる漁業の推進	
	② 水産加工品の消費拡大	
(8) 農業体験の推進	① 農業体験・学習機能の創出	
	② 農業を活かした交流やグリーン・ツーリズム企画の展開	
2. 商工業	(1) 地域企業の育成	① 経営基盤の強化への支援
		② 新規事業への支援
		③ 事業継続への支援
	(2) 地域商工業の育成	① 商工団体の活動支援
		② 商業街区の環境整備
		③ 事業者の共同事業活動の支援
3. 観光	(1) 資源・基盤の整備	① 拠点の整備
		② 新たな資源の開発と魅力発信の強化
	(2) 推進体制の強化	① 観光推進組織の強化
		② 情報発信機能の強化
4. 移住・定住	(1) シティプロモーションの強化・充実	① 戦略的・効果的なシティプロモーションの展開
		② マスコットキャラクターの活用
	(2) 移住・定住の促進	① 移住促進に向けた情報発信の充実
		② 移住・定住の促進
5. 企業誘致	(1) 企業・事業所の立地促進	① 交通環境の変革を活かす立地促進
		② 多様な連携を通じた施設などの立地促進
6. 雇用・就労環境	(1) さまざまな雇用・就労の支援	① 勤労者の福利厚生への向上
		② 就労の支援

1. 農業・水産業



◇ 現状と課題

- 稲作を主体とした本市の農業は、高齢化から従事者の減少や耕作放棄地の拡大が進み、営農環境は厳しさを増しています。都市近郊の立地条件を活かした農業振興への再構築が必要となっています。
- 担い手不足と耕作放棄地対策といった人と農地の問題を一体的に解決するため、地区ごとにその将来の方向性を示す「人・農地プラン」を策定しています。持続可能な力強い農業を実現するため、地区内の中心経営体へ農地の集約化を図るなど、対策が必要となっています。
- 生産基盤であるほ場は、水田の汎用化や利用集積、農作業受委託など、集落営農を進めていく上で効率的整備が求められています。また、個人担い手の育成・確保が求められる一方、集落営農や法人化など経営体制の強化を支援し、効率的な生産組織を育成していく必要があります。
- 担い手不足による農村環境については、農業者以外の地区住民と協力した多面的機能支払交付金事業による組織活動が進められており、今後も地域活動の展開を支援し、耕作放棄地の解消や環境にやさしい農業との連携を進めていくことが必要です。
- 消費者ニーズに対応した取り組みが求められ、安全・安心な農産物の生産、環境保全型農業、農産物のブランド化などへの取り組みを促進するとともに、ふるさと産品の開発・育成、地産地消や食育との連携、グリーン・ツーリズムなどを展開していく必要があります。
- 有害鳥獣や外来生物などが繁殖し、農作物への被害が増えています。地域・担い手・関係機関などが協力し、被害の軽減に向けた取り組みを進めていくことが必要です。
- 水産業は、九十九里漁業協同組合が主体となって貝類漁業の振興を図っており、九十九里浜で水揚げされるチョウセンハマグリは千葉ブランド水産物に認定されています。また、加工品では、煮干しと田作りが認定を受けています。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成 26 年度)		今回調査 (令和元年度)		差異
農業・漁業	2.08	38 位/46	2.33	32 位/46	

(資料) 市民アンケート調査結果 (平成 26 年度・令和元年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
担い手への農地利用集積面積	478ha	553ha	
チョウセンハマグリ稚貝 の放流量	2,000kg	2,000kg	
認定新規就農者の認定者数	2件/年	2件/年	現状値は平成26～ 令和元年度の平均
耕作放棄地の面積	26ha	23.5ha	

◇ 施策の展開

施策(1) 生産基盤の整備と農地の保全

① 生産基盤の整備

- 農業生産基盤の強化を図るため、山辺地区土地改良事業を推進するとともに、用排水施設の整備など、農地基盤の整備と保全を土地改良区等と連携して促進し、水田の汎用化、農地の利用集積、農作業の受委託を支援します。
- 「農業振興地域整備計画」にもとづく優良農地の確保と有効利用を図ります。
- 土地改良区関係団体における用排水施設などの維持管理の充実を促進します。

② 耕作放棄地の解消

- 耕作放棄地を再生する取り組みを支援し、耕作放棄地の活用を図り、耕地面積の維持に努めます。
- 農地中間管理事業などを活用し、生産意欲のある担い手への農地の集約化を図ります。

施策(2) 農作物被害の防止

① 農作物被害の軽減

- 関係団体などとの連携で、有害鳥獣や外来生物、病害虫などの防除を促進し、農作物の被害の軽減を図ります。

施策(3) 畜産の振興

① 経営環境の整備

- 関係機関、畜産農家等と連携し、伝染病への予防接種の実施や防疫体制の強化に努めます。

施策(4) 農業経営体の育成

① 認定農業者・担い手の支援

- 農地の集積や高度利用・作業の省力化などを推進し、担い手の営農体制の強化を図り、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の実践に努めます。
- 担い手を構成する個別経営体、集落営農経営体、法人経営体の育成を図ります。
- 農地を多面的・機能的に活用していくために、農業と福祉の連携などについて、関係団体と連携し促進します。

② 新規就農の促進

- 農業従事者の高齢化に対応する新規就農の促進を支援するとともに、受け入れ環境の整備について関係団体と連携した推進を図ります。

施策(5) 環境保全・循環型農業の推進

① 環境にやさしい農業の推進

- ちばエコ農産物の認定を推進します。
- 農業環境の保全により持続性のある農業を推進するため、環境保全型農業や農業用廃プラスチックの適正処理に取り組むなど、環境に配慮する農業者への支援に努めます。

② 多面的機能支払交付金

- 農地や水など地域資源の維持・保全と環境保全に取り組む組織活動の継承・支援をするとともに、耕作放棄地などを活用した景観形成作物や花の植栽などの促進を図ります。

③ 森林環境の保全

- 森林整備の促進、森林整備の促進のための人材育成・担い手の確保、木材の利用促進や普及啓発により、森林環境の保全を図ります。

施策(6) 流通・販売の促進

① 産直販売体制の整備

- 産直施設での販売、消費者との交流を通じた都市部などでの産地直送販売、インターネット利用など新しい販売方法への取り組みの促進を図ります。
- 朝市や白里遊楽市などの充実を図り、地産地消の取り組みを促進します。

② 農産物などの加工開発

- 地域で生産される農畜産物を活かした商品開発や特産品の掘り起こし、6次産業化やブランド化を推進するとともに、地域で活動する団体の取り組みを促進します。
- 瑞穂地域のコミュニティ拠点となる地域交流施設の整備については、長期的視点に立って検討を進めます。

施策(7) 水産業の振興

① 育てる漁業の推進

- 保護地区の設定や継続的な稚貝の放流の実施により、チョウセンハマグリなど貝類の適切な資源管理や保護を図り、「九十九里地はまぐり」ブランドの定着を推進します。

② 水産加工品の消費拡大

- 地域で生産される水産加工品のブランド化を推進するとともに、PR を行い消費拡大を図ります。

施策(8) 農業体験の推進

① 農業体験・学習機能の創出

- 市民農園「あおぞら農園」の利用を促進します。
- 収穫体験など農業を知り、体験する機会と場の整備を支援し、農業を活かした教育、生涯学習での体験学習企画の充実を図ります。

② 農業を活かした交流やグリーン・ツーリズム企画の展開

- 関係団体と連携し、農作業体験の実施を支援するとともに、田舎暮らしと就農希望者などの農業研修の受け入れ体制の整備に努めます。また、農泊事業の取り組みについて研究を進めます。
- 市外住民に対しても訴求できる情報発信手段について検討します。

2. 商工業



◇ 現状と課題

- 商工会を主体にさまざまな商業振興策に取り組んでいますが、隣接他市への購買力の流出が多く、旧来からの商店は空き店舗が増加するなど、商業を取り巻く環境は厳しくなっています。
- 定住環境に不可欠な商業機能を確保していくため、高齢化や人口減少を踏まえた商業空間の整備とともに、雇用の場の創出でもある事業者の共同事業や新規事業分野などへの取り組みを支援していく必要があります。
- 多様な活動団体や事業者などと協働して行う集客企画、空き店舗を活用した起業などを進めていく必要があります。
- 本市の工業は、食料品製造業が主体で事業所数、従業者数ともに減少しています。
- 企業育成や起業・創業の活発化のため、各種制度の活用を促進するとともに、地元企業のPRや異業種交流会の開催など、効果的な支援を検討していく必要があります。
- 中小企業経営者の高齢化が進むなか、後継者不在による廃業が増加しています。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成26年度)		今回調査 (令和元年度)		差異
商業・工業	1.79	43位/46	1.99	43位/46	

(資料) 市民アンケート調査結果(平成26年度・令和元年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
創業支援事業を通じた創業者数	2件	3件	
事業承継制度利用件数	0件	2件	

◇ 施策の展開

施策(1) 地域企業の育成

① 経営基盤の強化への支援

- 商工会など関係機関との連携による、国・県などの各種支援制度を活用した企業の経営改善、設備投資、製品開発や技術開発の促進に努めます。

② 新規事業への支援

- 新規創業や新規事業化、新製品・新技術開発、人材育成に関する国・県などの各種支援制度についての積極的な情報提供を図ります。
- 産・学・官連携や企業間相互の情報交換、共同研究、異業種交流などの促進に努めます。
- 地場産物を活用する加工品開発と商品化など、さまざまな地域の活動団体と協働して地域の課題に対応できるよう、商工業者の経営ノウハウを活かした事業推進の支援に努めます。

③ 事業継続への支援

- 事業承継制度の利用を推進し、後継者不足からの廃業に歯止めをかけ、事業継続の支援に努めます。

施策(2) 地域商工業の育成

① 商工団体の活動支援

- 商工会など関係機関との連携による経営相談・経営指導の充実、講習会の実施、国・県などの各種支援制度の活用による事業者の経営基盤強化と経営の安定化への支援に努めます。

② 商業街区の環境整備

- コンパクトなまちづくりをめざす市街地整備と連携した中心商業街区の基盤的な環境整備を促進します。
- 沿道商業機能の整備への立地誘導など、新たな商業空間の環境整備を促進します。

③ 事業者の共同事業活動の支援

- 事業者の共同事業活動への主体的な取り組みを支援し、定住環境に不可欠な商業機能の確保に努めます。
- 空き店舗活用と集客を促進する事業に取り組む主体の育成を図るとともに、空き店舗を活用した事業の推進への支援に努めます。
- 情報化社会に対応した販売や環境に配慮した商品開発、高齢化社会に対応したサービスなど消費者の購買利便性の改善や地域課題と連携する事業活動の促進への支援に努めます。
- 「ちば共創都市圏」に立地する企業間のマッチングにより販路拡大や技術交流等を促進し、圏域全体の経済活性化とともに圏域内の企業間のつながりの強化を図ります。

3. 観光



◇ 現状と課題

- 本市への観光の多くは夏の海水浴が占めていますが、レジャーの多様化により観光入込客数は減少傾向にあります。地域の資源を活用した体験や学習機能を含めた通年型観光へと転換を図り、新たな観光振興策に取り組む必要があります。
- 新たな特産物や観光スポットなどの観光資源を開発・整備するとともに、多様化するPR手法を効果的に利用して、本市の魅力をPRしていく必要があります。
- 圏央道大網白里 SIC の開通など交通アクセスの向上を踏まえ、首都圏に位置する立地条件と豊かな農業資源や歴史文化資源を活かしながら、交流人口の増加に取り組み、地域活性化に結びつけていく必要があります。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成 26 年度)		今回調査 (令和元年度)		差異
観光	2.11	34 位/46	2.15	38 位/46	

(資料) 市民アンケート調査結果 (平成 26 年度・令和元年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)	備 考
観光入込客数	約 209,000 人	300,000 人	
市観光協会の ホームページアクセス件数	約 18,000 件	20,500 件	

◇ 施策の展開

施策(1) 資源・基盤の整備

① 拠点の整備

- 地場産物の販売拠点や地元市民も楽しめる施設を備えた道の駅などの地域交流拠点の整備を検討するとともに、観光案内や情報提供の充実を図ります。
- 小中池公園の環境整備を図るとともに、昭和の森や圏央道大網白里 SIC など周辺環境を活かした観光振興策を推進します。
- 「小中池公園再整備構想」にもとづき、小中池公園の魅力向上に努めるとともに、自然環境を活用した特色のある公園整備に努めます。【再掲】
- 白里海岸のハマヒルガオ、ハマボウフウなどの海浜植生の保全やウミガメなど自然動物の保護、海浜レクリエーション機能の充実を図るとともに、次世代に継承していくための取り組みを推進します。【再掲】

② 新たな資源の開発と魅力発信の強化

- 地域の農産物を活用した特産物の開発や、農産物のブランド化などを推進し、市の新たな魅力の創出を図ります。
- 地元の自然や歴史文化施設を巡るウォーキングコースなど、自然や歴史文化資源を活用した新たな観光資源の創出を図ります。
- 本市初のアンテナショップとなる「マリンの土産店」を起点に市の魅力を積極的に発信し、市のイメージアップを図り、観光客の増加や関係人口の増加を図ります。

施策(2) 推進体制の強化

① 観光推進組織の強化

- 観光協会等の関係団体と連携を図り、観光だけでなく市のさまざまな魅力を発信し、観光客の増加、定住人口の増加を推進する体制強化を進めます。

② 情報発信機能の強化

- ホームページや SNS による情報提供の充実を図るとともに、テレビやラジオを利用して、市のさまざまな魅力の発信を図ります。
- 観光協会等の関係団体と連携を図り、市の魅力発信を行うとともに、来訪者に心から喜んでいただけるようおもてなしの向上に努めます。
- 県や九十九里地域観光連盟などの広域的な推進組織と連携し、九十九里地域全体での PR 活動や誘客企画を推進し、地域全体の魅力向上に努めます。

4. 移住・定住



◇ 現状と課題

- 国全体の人口が減少に転じたなかで、本市の人口も減少に転じており、人口推計の結果では今後10年間で1割程度の減少が進むと見込まれています。
- 本市は、出生数を死亡数が上回る自然減による人口減少が拡大しており、転入数と転出数の差である社会増減は、現在のところ、均衡している状況です。
- 本市では、人口減少や地域経済の縮小などの課題に対処するため、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」にもとづき、地方創生に関する取り組みを進めています。地方創生の推進にあたっては、地域の実情に即した実効的な施策が必要となります。
- 将来にわたって地域の活力を維持していくため、人口減少に歯止めをかけることが課題となっており、本市では、市内への転入を増やし、定住を促して転出を抑制することによる社会増の実現が必要となっています。
- 地方では、地域と多様に関わる「関係人口」を増やす取り組みが進められており、こうした地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています。本市においても、さまざまな機会を捉えて地域外との多様なつながりを生み出し、将来的に移住につながる可能性がある「関係人口」を増やす取り組みが求められます。
- 移住・定住の促進に向けて、シティプロモーションの強化による市のイメージアップとともに、移住希望者に本市の魅力を的確に発信する取り組みが必要です。
- 若い世代の転出を抑制しながら転入を促進するため、若い世代が希望をかなえ、住みたくなるまちづくりが求められます。そのため、結婚から出産、子育てまで切れ目ない支援の充実が必要となっています。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成26年度)		今回調査 (令和元年度)		差異
新設	—	—	—	—	

(資料) 市民アンケート調査結果(平成26年度・令和元年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
移住定住イベントによるPR回数	2回	3回	
人口の転入超過数(社会増)	-70人	100人	転入数-転出数

◇ 施策の展開

施策(1) シティプロモーションの強化・充実

① 戦略的・効果的なシティプロモーションの展開

- 定住・関係人口の増加を図るため、本市の知名度を高めるとともに、市内外のターゲットに向けた効果的かつ戦略的な情報発信を推進します。
- さまざまなイベントやマスメディアを通して市の魅力を積極的に発信し、市のイメージアップを図り、観光客の増加や関係人口の増加を図ります。
- 魅力ある返礼品メニューの提供や多様な情報発信により、ふるさと納税制度の活用を推進するとともに、地場産業の活性化を図ります。

② マスコットキャラクターの活用

- 市のマスコットキャラクター「マリン」の知名度向上に努めるとともに、これを活用したシティプロモーションを推進します。
- 本市初のアンテナショップとなる「マリンの土産店」を起点に市の魅力を積極的に発信し、市のイメージアップを図り、観光客の増加や関係人口の増加を図ります。【再掲】

施策(2) 移住・定住の促進

① 移住促進に向けた情報発信の充実

- 移住を考える方が興味を持ち、分かりやすい「移住情報サイト」をホームページに掲載するとともに、専門雑誌などのメディアを活用し、広く本市の魅力発信を進めます。

② 移住・定住の促進

- 関係機関と連携し、移住希望者が多く集まる移住セミナーや相談会等に積極的に参加し、市の魅力発信を行い移住者の増加を図ります。
- 若い世代が市内で結婚し、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めるなど、人口減少の抑制につなげる取り組みを推進します。
- 親と子が介護や子育てなどにおいて互いに協力できる関係づくりを促すため、親世帯と子世帯の同居・近居を促進します。

5. 企業誘致



◇ 現状と課題

- 本市は、住宅街として良好な環境である反面、企業の立地は少なく、法人税収入の確保が課題となっています。
- 市外転出者の回帰や市内通学者の定住、地方への移住を希望する人たちの移住を促進し、社会増による人口増加を図るためには、働く場の確保が必要です。
- 本市では、平成31年に「企業誘致条例」を改正し、立地企業への支援体制を備えましたが、市の約90%が市街化調整区域に指定されていることなどから、土地利用の制約が大きく、立地が進まない状況にあります。
- 企業誘致にあたっては、土地所有者をはじめ、近隣住民や関係団体などの理解と協力を得る必要があるため、環境への影響や産業振興、雇用促進の効果などを総合的に勘案しながら進めていく必要があります。
- 本市の立地優位性や圏央道大網白里 SIC の開通による効果を活かし、企業誘致可能な土地の整理や市街化調整区域での土地利用の検討などを通じて、企業誘致に取り組んでいく必要があります。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成26年度)		今回調査 (令和元年度)		差異
企業誘致	1.59	46位/46	1.79	46位/46	

(資料) 市民アンケート調査結果(平成26年度・令和元年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	備考
企業誘致条例適用による企業等誘致数	1件	2件	目標値は令和3~7年度の延べ
国道128号沿道での新規商業施設等立地数	1件	2件	目標値は令和3~7年度の延べ
大網駅東中央線沿道の商業施設等立地数【延べ】	2件	3件	

◇ 施策の展開

施策(1) 企業・事業所の立地促進

① 交通環境の変革を活かす立地促進

- 圏央道大網白里 SIC による効果を活かし、大網駅東土地区画整理事業地区内をはじめ、市街化調整区域における地区計画の活用による商業業務施設や、国道や県道等の幹線道路沿道における流通業務施設など、企業立地の促進を図ります。
- 「企業誘致条例」をはじめとする立地企業への支援、既存企業への支援策の拡充を検討します。
- 企業立地が可能な未利用公有地などを把握し、市内外からの企業立地の促進に努めます。

② 多様な連携を通じた施設などの立地促進

- 「ちば共創都市圏」をはじめとした、多様な連携による企業立地の促進に努めます。
- 公共施設などの遊休施設の活用を図るため、関係団体へ情報提供を進めます。

6. 雇用・就労環境



◇ 現状と課題

- 令和2年4月時点では、全国、千葉県ともに有効求人倍率が1倍を超える状況となっています。一方で、建設、福祉、サービス業などでは人手不足が顕著で、雇用のミスマッチが発生している業種も散見されています。さらに、女性の就業ニーズの高まりや退職後の就労ニーズが高まっていることから、雇用の場の安定と充実への課題認識はますます大きくなっています。
- 市内での雇用・就労の場に制約が大きく、本市の就業者の約66%（平成27年国勢調査）は市外へ通勤しています。
- 定住を促進するためにも、身近な地域における雇用・就労の場が重要になります。交通立地の変革などを活かした企業・事業所や施設の誘致、地域企業の育成による雇用・就労の場の創出とともに、市民自らの起業を促進するなど、多様な雇用・就労の場づくりをしていくことが必要です。
- 勤労者福祉に関する情報や雇用・就労情報は、県やハローワーク千葉南と連携して提供しています。今後とも、関係機関と連携した情報提供の充実を図るとともに、子育て支援との連携など働きやすい職場環境の改善、技能習得の場の充実などを促進し、雇用・就労の安定と環境の充実を図ることが求められています。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成26年度)		今回調査 (令和元年度)		差異
雇用・就労環境	1.69	44位/46	1.88	44位/46	

(資料) 市民アンケート調査結果(平成26年度・令和元年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
広域的な雇用・就労の情報提供	5回	5回	
「雇用・就労環境」に満足している市民の割合	19.2%	上昇	市民アンケートで満足と回答した割合

◇ 施策の展開

施策(1) さまざまな雇用・就労の支援

① 勤労者の福利厚生向上

- 公的な融資など支援制度利用への情報提供に努めます。
- 関係団体や商工会との連携による雇用労働条件の向上、働きやすい職場環境づくりの促進を図ります。
- 次世代育成支援対策や男女共同参画に対応した仕事と子育てが両立できる雇用環境改善への働きかけ、子育て支援の職場づくりの促進に努めます。

② 就労の支援

- ハローワークなど関係機関と連携した広域的な雇用・就労情報の提供を進めるとともに、雇用対策事業などの広報活動に努めます。
- 技能習得講座の開講など、生涯学習において実施することが可能な就業促進への取り組みを推進します。
- 高齢者や女性などの経験・技術を活かせる市内及び近隣市町村での雇用・就業の場の創出に努めます。

前期基本計画

第2章 まちづくり推進編

2021 - 2025

第1節 地域・市民が主役のまち【協働のまちづくり推進】

第2節 創意と工夫による持続可能な行財政運営の推進【行財政運営】

第1節 地域・市民が主役のまち【協働のまちづくり推進】

《施策体系》

基本施策	施策	個別施策
1. まちづくりの情報共有	(1) 市民相互の交流促進	① 相互理解を深める市民交流
	(2) 広報・広聴の充実	① 広報媒体の充実
		② 広聴活動、情報交流の推進
(3) 情報提供の支援	① 行政資料の適正な管理	
	② 「情報公開」と「個人情報保護」	
	③ データ活用の推進	
2. コミュニティづくり	(1) 地域活動の支援	① コミュニティ組織の育成
		② 活動情報の発信と共有の推進
	(2) 地域施設の有効活用	① 地域施設の自主管理運営の推進
(3) 地域活動を担う人づくり		① 活動リーダーの育成
		② 地域課題に対応する実践活動の支援
3. 市民参画と協働	(1) 市民活動の活性化	① 協働のまちづくりの推進
		② 市民活動団体の育成
4. 人権擁護と男女共同参画	(1) 人権擁護の推進	① 人権尊重への啓発の推進
	(2) 男女共同参画の環境整備	① 男女共同参画意識の啓発
		② 女性が活躍できる環境の整備
5. 地域間・国際交流	(1) 地域間交流の推進	① 市外への情報発信の強化
		② 姉妹都市との交流
		③ 市民主導の交流の推進
	(2) 国際交流の推進	① 国際交流活動の支援
	(3) 多文化共生の推進	① 外国人対応の環境整備
② 国際理解、多文化共生を学ぶ機会の推進		

1. まちづくりの情報共有



◇ 現状と課題

- 市民がまちづくりへの関心を高め、参画しやすい環境づくりを進めていくためには、行政の情報を積極的に提供するとともに、市民の意見をまちづくりに的確に反映していくことが重要です。市民と行政相互が情報と課題を共有していく必要があります。
- 本市では、広報大綱白里や市ホームページにより情報を発信しています。今後とも、わかりやすく、迅速性のある広報活動を進めていく必要があります。
- 区・自治会からの要望や市長への手紙での意見・提案募集の実施、市民アンケート調査による意向把握などにより、広聴活動を行うとともに、各種審議会等の活用、パブリック・コメントの実施を進めています。今後とも、幅広く意見を把握するとともに、協働のまちづくり推進に効果的な取り組みを推進していく必要があります。
- 「情報公開条例」や「個人情報保護条例」にもとづき、情報公開の普及促進に努めています。情報公開についての市民周知、電子媒体での公開拡大を進めるとともに、より適正な運用を図っていく必要があります。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成 26 年度)		今回調査 (令和元年度)		差異
まちづくりの情報共有	2.68	3位/46	2.71	4位/46	

(資料) 市民アンケート調査結果 (平成 26 年度・令和元年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
ホームページへのアクセス件数	約 219,000 件	226,000 件	トップページの閲覧件数
出前講座の開催回数	49 回	55 回	
まちづくりに対する総合的な満足度	71.4%	上昇	市民アンケートで「大変満足」「やや満足」「普通」と回答した割合
マリンのツイッターフォロワー数	1,300 件	2,500 件	

◇ 施策の展開

施策(1) 市民相互の交流促進

① 相互理解を深める市民交流

- 市民ボランティアと協力し、郷土学習を兼ねた、市の理解・学習を深める機会の拡大を図ります。
- 広報紙などによる、各地区の地域活動や各種団体活動、協働事業に関する活動の紹介など情報提供を推進します。

施策(2) 広報・広聴の充実

① 広報媒体の充実

- 広報紙及びホームページの内容の充実を図り、情報発信力の強化に努めます。
- 即時性のある情報提供を可能にする SNS の活用について検討を進めます。
- 各課のホームページ担当者に対して研修を行い、担当者の意識向上及びホームページ内容の充実を図ります。

② 広聴活動、情報交流の推進

- 市民や区・自治会などからの要望や各種施策への提案に対し、庁内で共有し、サービスの改善を図ります。
- 出前講座、各種講座・教室など、情報や課題が共有できる場づくりに努めます。
- 市民意識調査やパブリック・コメントなどさまざまな手法を活用して、施策への市民の意見の反映を図ります。

施策(3) 情報提供の支援

① 行政資料の適正な管理

- 各種行政文書について、文書管理システムの利用などを通じて、行政資料としての適正な管理に努めます。
- まちづくりに関する資料や地域課題解決への支援情報を集積し、市民が利用しやすい「行政情報コーナー」の充実を図ります。

② 「情報公開」と「個人情報保護」

- 「情報公開」制度の周知と適正な運用を進め、「個人情報」の厳正な管理の徹底を図ります。

③ データ活用の推進

- 官民データ活用推進基本法にもとづき、国のオープンデータ基本指針や市の指針により、オープンデータの推進を図ります。

◇ 施策の展開

施策(1) 地域活動の支援

① コミュニティ組織の育成

- 地域コミュニティ活動を担う組織づくりを支援します。

② 活動情報の発信と共有の推進

- 各種団体などの活動情報を市民に広く提供し、活動団体相互の交流の場づくりを促進します。
- ボランティア団体などの情報を収集し、情報発信と情報の共有を推進します。

施策(2) 地域施設の有効活用

① 地域施設の自主管理運営の推進

- コミュニティ助成事業などを活用した地域コミュニティ施設の整備を促進するとともに、自主管理運営の充実に努めます。
- 市民による自主的な活動企画と事業運営の強化に努めます。
- コミュニティ活動での地域施設の積極的な活用を促進し、地域活動の場として学校及び公共施設の開放を進めます。

施策(3) 地域活動を担う人づくり

① 活動リーダーの育成

- リーダー人材の育成に向けた研修などの充実に努めます。

② 地域課題に対応する実践活動の支援

- 地域課題に対応し、地域力を向上する住民提案型協働事業の支援を図ります。
- 区・自治会への加入率向上に向け、区・自治会の役割や活動について情報発信を進めます。

◇ 施策の展開

施策(1) 市民活動の活性化

① 協働のまちづくりの推進

- 市民の活力をまちづくりに活かすため、市民懇談会の開催や審議会等における公募委員の募集など、行政サービスへの市民参加を高め、住民協働のまちづくりを推進します。
- 協働のまちづくりに対する意識の定着に努めながら、市民と行政との協働体制の構築を図ります。
- 出前講座や住民協働事業の充実を図るとともに、職員研修を通じて、住民協働事業の活性化を図ります。
- 活動団体向けの講座や講演会等を開催し、地域活動に取り組む市民や活動団体の増加を図ります。
- 住民協働事業の活動及びその目的などが広く市民に理解されるよう、必要な情報を提供するとともに、参加へのきっかけづくりを促進します。
- 市民の自発的な検討と申し出に応じて、「(仮称) 地域まちづくり協議会」の構築を促進します。

② 市民活動団体の育成

- 協働の担い手となる市民活動団体などの育成を推進し、活動を支援します。

4. 人権擁護と男女共同参画



◇ 現状と課題

《人権擁護》

- 人権擁護委員による人権相談所の開設（救済）、人権教室（啓発）や街頭啓発などの支援を行っています。
- 千葉県の人権擁護施策を周知し、女性、子ども、高齢者及び障がい者などの人権課題に取り組んでいます。
- 人権問題は多様化しているため、現状に即した人権教育の内容を検討する必要があります。

《男女共同参画》

- 各種審議会などへの女性委員の登用や妊娠・出産に関する健康支援の充実、DV対策、多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実などに取り組んでいます。
- 地域に根ざした活動を行う男女共同参画地域推進員とともに、研修会やイベントの企画・運営などを行っています。また、男女共同参画社会への理解促進を図るため、市民への周知・啓発に取り組んでいます。
- 旧来の男女の役割分担意識を取り払い、地域・家庭・職場における男女平等意識の浸透、男女共同参画社会の実現に努めていく必要があります。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成26年度)		今回調査 (令和元年度)		差異
男女共同参画社会づくり	2.32	22位/46	2.43	23位/46	

(資料) 市民アンケート調査結果(平成26年度・令和元年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
「大網白里市男女共同参画」の指標の達成状況	69.2%	上昇	
男女の性別役割分担意識に対して反対の割合	54.4%	上昇	男女共同参画意識調査で「男は仕事、女は家庭」という男女の性別役割分担意識に対して「そう思わない」と答えた割合

◇ 施策の展開

施策(1) 人権擁護の推進

① 人権尊重への啓発の推進

- 人権擁護委員の活動を支援し、人権相談所の開設、人権教室の開催など、人権課題への対応を進めます。
- 小・中学生を対象とする啓発活動として、人権の花（シャクヤクなど）を育てることを通し、やさしさと思いやりの心、人権尊重の心の育成に努めます。

施策(2) 男女共同参画の環境整備

① 男女共同参画意識の啓発

- 「男女共同参画計画」にもとづき、男女共同参画社会の形成を推進します。
- 各種講座、講演会の開催などを通じて、男女平等の意識づくりへの学習機会の提供、啓発を推進します。
- 男女共同参画地域推進員による地域に根ざした広報・啓発活動を促進します。

② 女性が活躍できる環境の整備

- 女性の特性や能力を活かすため、各種審議会などへの女性委員の登用の拡大を図ります。
- 男女共同参画に取り組む市民団体やサークル活動などを支援します。

5. 地域間・国際交流



◇ 現状と課題

＜地域間交流＞

- 本市では、姉妹町である群馬県中之条町とイベントを通じた相互訪問、産業文化祭やJAを通じた農産物・加工品の相互販売などの交流を行っています。今後は、市民の主体的な交流へと展開していくことが求められます。
- 姉妹町との交流にとどまらず、多様な地域間交流の展開は、本市を訪れる人を増やし、まちづくりを市外から応援してくれる人たちを創りだしていくことにつながります。また、広く市外に情報発信・PRし、市のイメージを高めていくとともに、地場製品の販売拡大や新たな定住を促進することにもつながるものと期待できます。
- 地域活性化に効果的な幅広い交流を進め、交流の成果をまちづくりに活かしていく取り組みが必要になります。

＜国際交流＞

- 国際化がさまざまな分野で拡大するなかで、国際交流・多文化共生への取り組みが求められています。本市では、国際交流協会の活動を支援し、団体の育成に努めていますが、国際交流に参加する市民は限られている現状です。
- 本市に居住する外国人は、617人（外国人登録者数、令和2年10月）ですが、居住外国人と地域住民との交流機会は少ない状況にあります。
- 国際化の進展に対応して、交流活動団体と連携した国際交流の場、多文化共生を学ぶ機会づくりを進めるとともに、国際化対応の地域環境の整備も必要になっています。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成26年度)		今回調査 (令和元年度)		差異
地域間・国際交流の推進	2.49	8位/46	2.58	8位/46	

(資料) 市民アンケート調査結果(平成26年度・令和元年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
国際交流に関連する事業数	6事業	拡充	
日本語教室参加者数	77人	85人	

◇ 施策の展開

施策(1) 地域間交流の推進

① 市外への情報発信の強化

- ホームページやSNS等を活用し、市の魅力ある情報発信の強化に努めます。

② 姉妹都市との交流

- 姉妹町中之条町との相互交流を、歴史・文化・観光などさまざまな分野で、民間・市民間の交流を多角的に推進します。

③ 市民主導の交流の推進

- 産業団体などとの連携で、観光イベントや農業体験、田舎暮らし体験募集などの交流企画、地場製品の販売を通じた消費者との交流、まちづくり研修など、市民主導の交流を促進します。

施策(2) 国際交流の推進

① 国際交流活動の支援

- 国際交流関係団体の育成と活動を支援するとともに、青少年国際交流事業を推進し、国際交流を通じた多文化共生や国際平和への市民の理解を促進します。
- 国際交流協会と連携して市内在住外国人との交流事業を推進します。

施策(3) 多文化共生の推進

① 外国人対応の環境整備

- 外国語併記の表示案内や、外国人住民のニーズに沿った「やさしい日本語」表記の生活情報ガイドブック・パンフレットの充実を図ります。
- 外国人向けの日本語教室の実施など、外国人が「住みたい・住み続けたい」と思えるまちづくりに向けて環境整備を進めます。

② 国際理解、多文化共生を学ぶ機会の推進

- 「多文化共生推進プラン」に位置づけている、「コミュニケーション支援」、「生活支援」、「多文化共生の地域づくり」、「多文化共生推進体制の整備」を軸とした施策を推進し、多文化共生社会の実現に努めます。
- 学校教育における英語指導助手（ALT）配置による英会話指導の充実など、国際理解教育の推進を図ります。
- 国際交流関係団体との連携などにより、生涯学習における国際理解を広げるための講座の開設、外国人との交流機会の拡大を進めます。

第2節 創意と工夫による持続可能な行財政運営の推進

【行財政運営】

《施策体系》

基本施策	施策	個別施策
1. 行政組織	(1) 組織の改善と職員育成	① 最適な組織・機構の編成
		② 職員の育成
		③ 人事諸制度の推進
	(2) 新たな公共経営	① 総合計画の進行管理と施策等の評価
		② まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進
		③ 行財政改革の推進
④ 民間活力の効果的な活用		
2. 行政運営	(1) 市民サービスの改善	① 業務の効率化
		② 窓口サービスの充実
	(2) 協働のまちづくり	① 協働によるまちづくりの推進
		② 民間企業との協働
3. 財政運営	(1) 財政基盤の強化	① 健全な財政運営
		② 財政状況の分析
		③ 市税等の徴収強化
		④ 自主財源の確保
		⑤ 経常経費の抑制
	(2) 計画的な財政運営	① 財政状況の公表
		② 予算編成手法の改善
		③ 資産マネジメントの強化
	(3) 公営企業の経営改善	① 公営企業の経営改善
4. 行政情報化	(1) 電子自治体の推進	① 情報基盤の整備
		② ICT導入の推進
5. 広域連携	(1) 広域連携事業の推進	① 組合運営の効率化
		② 山武郡市広域圏の連携強化
		③ 地域課題に対応する多様な連携事業の推進

1. 行政組織

◇ 現状と課題

- 本市では、さまざまな行政運営の課題に対応するため、環境の変化に対応した事務事業の効率化を図る事務分担の見直し、組織・機構の改革、人員配置、情報システムの整備などを推進し、市民サービスの向上に取り組んできました。
- 地方自治体を取り巻く環境が大きく変化するなかで、行政に対するニーズは複雑化・多様化し、行政事務は増大する傾向にあり、より効率的な行政運営を行うための行政組織が求められています。
- 新たな公共経営の実践、協働のまちづくりなどに対応した行政機構と事務改善を推進するとともに、総合計画などの進行管理と行政評価の連動、公共施設の有効利用と管理運営の効率化、協働によるまちづくりの仕組みづくりなど、さまざまな改革に取り組み、組織力を発揮する行政運営を進めていく必要があります。
- 「人材育成基本方針」にもとづき、多様な職員研修に取り組んでいます。行政ニーズへ効果的に対応し、自治体経営を強化するため、人事評価制度の活用と職員の意識改革・資質向上が必要です。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成 26 年度)		今回調査 (令和元年度)		差異
組織力の強化	2.12	33 位/46	2.27	34 位/46	

(資料) 市民アンケート調査結果 (平成 26 年度・令和元年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
自治研修センター及び市町村アカデミーの参加者数	64 人	80 人	
市単独研修の参加者数	232 人	300 人	
班長職以上の女性比率	25.8%	30.0%	市職員

◇ 施策の展開

施策(1) 組織の改善と職員育成

① 最適な組織・機構の編成

- 新たな行政課題や市民ニーズに対応するため、プロジェクトチームによる横断的な職務遂行や組織体制の見直しにより、市役所の機能強化を図ります。
- 権限移譲などに伴う事務事業の変化や市民のニーズに対応した機能的かつ効率的な組織・機構の編成を進めます。
- 事務の多様化や横断的な施策・事業に対し、効果的に対応するため、再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員などの雇用を含めた職員配置の適正化、部署間の横断的な連携と調整機能の強化を進めます。
- 職員の能力開発に効果的・計画的な異動、適材適所の人員配置を図るとともに、専門知識や資格を持った人材を任期付職員として採用するなど、さらなる行政運営の質の向上を図ります。
- 年度途中での採用や、有資格者の市独自の採用などにより、弾力的な人材確保に努めます。

② 職員の育成

- 「人材育成基本方針」にもとづき、自己啓発、自己研さんの支援を充実するとともに、各種研修制度を活用した職員研修を強化し、職員の能力開発を進めます。
- 接遇向上・コンプライアンス・ハラスメント防止の推進に向けた取り組みを組織的に行い、職員の意識向上を図ります。
- 職員の意欲や能力の客観的・継続的な把握と適切な人事評価を行い、職務に反映させる人事評価制度を活用し、より高い能力を持った人材の育成を行うとともに、公務能率の増進を図ります。

③ 人事諸制度の推進

- 「定員適正化計画」にもとづき、計画的な定員管理を図ります。
- 人事院や千葉県人事委員会の勧告などを踏まえ、給与水準の適正化を図ります。
- 職員の健康管理体制の充実を図るとともに、男女共同参画社会の実現とワーク・ライフ・バランスを推進します。

施策(2) 新たな公共経営

① 総合計画の進行管理と施策等の評価

- 実施計画事業について適切な評価を行い、市民への公表を推進します。
- 施策等の進行管理を強化し、市民ニーズと費用対効果を踏まえた事業の選択と財源配分を図ります。

② まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進

- まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進するため、地域再生法にもとづく「地域再生計画」の認定を受け、人口減少対策をはじめとする地方創生の取り組みを進めます。
- 人口減少をはじめ分野横断的な連携を要する課題に対して、関係部署間での柔軟な連携による迅速な対応を図ります。

③ 行財政改革の推進

- 公正で透明性の高い行政運営を推進するとともに、新たな時代に対応した持続可能な行財政改革の推進を図ります。

④ 民間活力の効果的な活用

- 民間事業者との連携手法など、より効果的・効率的な管理・活用方法を検討するとともに、指定管理者制度、PFI など民間活力の導入についての継続的な検討を進めます。

2. 行政運営



◇ 現状と課題

- 行政に対するニーズが複雑化・多様化するなか、よりの確に市民サービスを充実していくためには、業務のさらなる効率化が求められます。
- 行政内部の変革としての「行財政改革」の一層の推進、市民と行政の関係の変革としての「協働」の推進と「住民自治」の充実の仕組みづくりを進め、民間活力を掘り起こし、市民との分担と連携による協働のまちづくりの運営体制に着実に変革していく必要があります。
- 住民協働をさらに推進していくためには、研修などを通じて職員の知識・意識を高めていく必要があります。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成 26 年度)		今回調査 (令和元年度)		差異
市民ニーズ対応の行政運営	2.46	12 位/46	2.55	15 位/46	

(資料) 市民アンケート調査結果 (平成 26 年度・令和元年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値	目標値 (令和 7 年度)	備 考
市民の意向が市政に反映されていると感じる市民の割合	21.0% (令和元年度)	上昇	市民アンケートで反映されていると回答した割合
住民協働事業の提案件数【再掲】	3件 (令和 2 年度)	5 件	

◇ 施策の展開

施策(1) 市民サービスの改善

① 業務の効率化

- 事務事業評価の充実や事務改善活動と連動し、事務事業全般にわたった業務フローの見直しを行うとともに、AI・RPAなどのICTの活用による業務の効率化を図ることにより、事務処理の改善を継続的に進めます。
- 行財政運営の適正化のため、内部業務の見直しを進め、更なる業務の効率化を図ります。
- 事務事業評価の目標設定においては、改善につながる目標設定となるよう、具体的かつ目標として適切な指標となるよう努めるとともに、評価の客観性を高める工夫を検討します。

② 窓口サービスの充実

- ICTを効果的に活用し、市民の利便性や窓口サービスの向上を図ります。
- 来訪者や市民の利便性の向上を図るため、公共施設などに公衆無線LANの整備に努めます。
- 申請・届出手続きの簡素化やサービス利用者の待ち時間の短縮により、窓口サービスの利便性と質の向上を図ります。

施策(2) 協働のまちづくり

① 協働によるまちづくりの推進

- 協働のまちづくり意識の定着に努めながら、市民と行政との協働体制の構築を図ります。【再掲】
- 出前講座や住民協働事業の充実を図るとともに、職員研修を通じて、住民協働事業の活性化を図ります。【再掲】
- 市民と行政が行政運営に関する課題を共有していくため、情報公開制度や個人情報保護制度の適正な運用、広報・広聴機能の強化による積極的な行政情報の発信を図ります。

② 民間企業との協働

- 企業と市が有する人的・物的資源を有効に活用し、教育、文化、まちづくり、防災などの地域課題の解決や、市民生活の向上と地域経済の活性化を図ります。

3. 財政運営

◇ 現状と課題

- 本市は、大網駅周辺を中心とする住宅地開発によりベッドタウンとして発展してきたことなどから、近隣市や類似団体と比較して企業や事業所等の数が少ないため、法人市民税や固定資産税などの税収が少なく、自主財源が乏しい脆弱な財政基盤であるという特徴があります。
- 人口減少や高齢化の進行により税収の伸びが期待できないうえ、地方交付税は抑制傾向であることなどから、歳入の増加を見込むことは厳しい状況です。このため、基金からの繰入れや、市債発行に頼らざるを得ない状況にあります。
- 歳出面においては、扶助費（社会保障費）や公債費（過去の借入金にかかる償還費）などが増大し、令和元年度決算における経常収支比率は99.7%となり、財政の硬直化が顕著となっています。
- 市税収納率の向上をはじめとした、自主財源の着実かつ安定的な確保を進めるとともに、併せて経常経費の抑制に取り組み、歳入に見合った歳出規模に転換することが急務となっています。
- 中長期的な財政計画の策定を進め、事務事業評価の活用による費用対効果を重視した事業選択、総合計画の進行管理と連動した予算編成手法の検討、歳入に見合った予算の編成、資産マネジメントの推進など、財政健全化に向けた多面的な取り組みが必要となっています。
- 病院事業、下水道事業、ガス事業については、公営企業としての経営改善への取り組みや、将来的な経営体制のあり方も検討していく必要があります。
- 人口減少や高齢化の進行に伴い、厳しい財政運営が予想されるなか、自助・共助・公助のバランスを見直していく必要があります。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				差異
	前回調査 (平成26年度)		今回調査 (令和元年度)		
健全な財政運営	2.09	37位/46	2.23	36位/46	+0.14

(資料) 市民アンケート調査結果 (平成26年度・令和元年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
健全化判断比率 (4比率)	実質赤字比率：なし 連結実質赤字比率：なし 実質公債費比率：8.2% 将来負担比率：86.1%	早期健全化基準を 超えない	
経常収支比率	99.7%	県内平均を超えない	
市税収納率(現年度分)	97.6%	99.0%	
個人ふるさと納税の寄附額合計	24,138千円	100,000千円	年間寄附
企業版ふるさと納税の寄附件数	—	1件	

◇ 施策の展開

施策(1) 財政基盤の強化

① 健全な財政運営

- 後年に多大な財政負担が発生しないよう、中長期的な展望に立った計画的で健全な財政運営を推進するため、歳入の確保と財源の重点的かつ効率的な配分に努めます。
- 効率的な財政運営のため、事務事業の見直し、公営企業会計等の経営健全化と一般会計の繰出金の抑制など、歳出全般にわたって見直しを進めます。
- 「財政健全化に向けた緊急的な取組みについて」に掲げた、歳入・歳出の両面における対策を実施し、財政体質の改善を図ります。

② 財政状況の分析

- 経常収支比率や実質公債費比率等の財政指標を分析し、自主財源の確保、市債発行の抑制による借入残高の縮減、財政調整基金の確保など安定的かつ自立した財政基盤の構築を図るとともに、財政規模に見合った財政運営の推進に努めます。

③ 市税等の徴収強化

- 徴収吏員の育成と組織体制の強化を図り、市税等の収納率の向上を図ります。
- 新たな収納方法(ペイジー、クレジット、スマホ収納等)を導入するなど、納税しやすい環境整備を推進します。

④ 自主財源の確保

- 市税における課税客体的確な把握と公平・適正な課税を確保します。
- 市有債権の適正な管理と効率的な回収を進めることにより、負担の公平性と自主財源の確保を図ります。
- 受益と負担の公平性の確保を基本にして、受益者負担の原則にもとづき、使用料・手数料全般について見直しを行い、負担の適正化に取り組みます。
- 持続可能な財政基盤を確立するため、都市計画税や法定外目的税などの新たな財源の確保に向け、検討を進めます。
- 未利用公有財産の有効利用や売却、ふるさと納税制度による寄附者の拡大、有料広告の適用拡大など、自主財源の確保を図ります。
- 国から「地域再生計画」の認定を受け、企業版ふるさと納税の寄附額の確保に向けた周知活動に努めます。
- 大網駅東土地区画整理区域内や国道128号沿道等に商業施設等の誘致を促進し、税収の増加を図ります。

⑤ 経常経費の抑制

- 行財政改革による事務事業の見直しや業務の効率化を進めるとともに、再任用制度の活用、職員の適正かつ効果的な配置による時間外手当の縮減など、経費の抑制に努めます。
- 公共工事における一般競争入札の実施や電子入札の恒常的運用による入札事務の効率化、消耗品などの一括発注によるコスト削減など、経費節減へのさまざまな対応を進めます。

- 各種団体に対する補助金の対象経費を精査するとともに、補助金交付基準などにもとづき補助金交付事務の適正化を図ります。
- 随意契約の見直しなどにより公共調達の適正化を進め、調達金額の抑制を図ります。
- 中長期的な観点から、公共施設のあり方を見直し、統廃合を進めるほか、借地の解消などにより、施設管理コストの低減を図ります。

施策(2) 計画的な財政運営

① 財政状況の公表

- 市民にわかりやすい財政情報の公開を進めるとともに、財政運営の透明性を確保する観点から、予算の執行状況や予算編成過程を公表します。

② 予算編成手法の改善

- 財政の健全化に向けて、予算編成にあたっては全事務事業を対象とした一件査定方式による総点検を基本とし、総合計画や行財政改革と連携した予算編成を推進します。

③ 資産マネジメントの強化

- 施設の集約や長寿命化対策を進めるとともに、市有資産の共同利用、未利用市有地の売却や貸付を行うなど、資産マネジメントの強化を進めます。

施策(3) 公営企業の経営改善

① 公営企業の経営改善

- 病院事業について、千葉県地域医療構想における大網病院の位置づけを踏まえ、「国保大網病院新改革プラン」にもとづき、計画的な経営改善に努めるとともに将来的な経営体制のあり方を検討します。
- ガス事業について、安定経営のためにガス料金の適正化に努めます。また、ガスの普及促進のための情報提供に努めます。
- 下水道事業について、人口減少に伴う使用料収入の減、施設老朽化に伴う更新需要の拡大など、厳しい経営環境のなか、安定的に事業を継続するために投資・財政計画にもとづき収支改善を図り、経営の健全化に努めます。

4. 行政情報化

◇ 現状と課題

- 国内のあらゆる分野で高度情報化が求められるなか、ICT をめぐる環境は日々変化しており、進歩を続けるICT を利活用し、さまざまな課題に的確に対応することが求められています。
- 市では、こうした時代の変化に即応しながら、市民生活の利便性と行政サービスの質の向上を図るため、総合行政ネットワークや庁内ネットワーク、公共施設間ネットワークなどの情報基盤を整備し、個人番号制度による公的個人認証サービスや行政間の情報連携など ICT の活用を進めています。
- 今後も、市民サービスの向上と業務の効率化を図るため、ICT を活用した市民サービスの拡充を推進するとともに、情報リテラシーの一層の向上や情報セキュリティの対応を強化していく必要があります。
- 個人番号の利用についてさらなる普及・啓発が必要です。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成 26 年度)		今回調査 (令和元年度)		差異
情報化対応の推進	2.30	23 位/46	2.36	31 位/46	

(資料) 市民アンケート調査結果 (平成 26 年度・令和元年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
職員の情報セキュリティ 研修受講率	99.0%	100%	
業務システムクラウド導入率	37.5%	50.0%	

◇ 施策の展開

施策(1) 電子自治体の推進

① 情報基盤の整備

- 効率的な行政運営を実現するため、自治体クラウドの導入など、電子自治体の構築を進めます。
- 最新の情報通信技術の動向を見据え、行政サービスの利便性の向上と行政事務の効率化を図ります。
- コンピュータシステムの高度化を進めるとともに、庁内ネットワークシステムの安全で安定的な運用に努めます。
- 情報システムのセキュリティ対策を講じるとともに、職員のセキュリティ研修により、個人情報保護や情報流出の防止に努めます。
- 「大網白里市セキュリティポリシー」の見直しと改善を継続的に進めます。

② ICT導入の推進

- 山武郡市広域行政組合の電算共同システムのクラウド化を推進します。
- 個人番号制度にもとづく個人番号カードの普及・啓発に努めます。
- コンビニエンスストアでの証明書交付など、行政サービスの拡大を検討します。
- 業務・システムの標準化やクラウド利用の推進により、必要経費の削減や職員の事務負担の軽減を図るとともに、新たなサービスの提供や更なる業務の効率化を進めます。

5. 広域連携

◇ 現状と課題

- し尿・ごみ処理、常備消防、火葬場などの各種業務を一部事務組合で行っています。現在、本市が加入している一部事務組合は、山武郡市広域行政組合、東金市外三市町清掃組合、千葉県市町村総合事務組合、山武郡市広域水道企業団、九十九里地域水道企業団の5団体、広域連合としては、千葉県後期高齢者医療広域連合の1団体です。
- 一部事務組合は、事務事業の広域的共同処理により効率化を図ることを目的にしていますが、その負担金は多額であり、歳出予算に占める割合も高いことから、一部事務組合の予算編成にあたっては、十分な説明を求めるとともに、構成市町と同じ目線にたった行財政改革の推進、経費節減を踏まえた予算を編成する努力を継続的に求めていく必要があります。
- 住民情報を取り扱う基幹系業務システムについても、1市2町でシステムの共同利用を行っており、法改正によるシステム改修などについては、共同導入のメリットを活かしコスト削減を図っていますが、安定稼働を担保しつつ、サーバ機器などの賃借費用の削減などについても、検討していくことが必要です。
- 周辺地域と連携して施設の共同利用や共通する課題の解消に向けて効率的に取り組む必要があります。また、広域圏の枠を越えた幅広い交流活動を進め、各地の自治体や企業・団体、研究機関・大学などと連携して、地域課題に対応する事業や調査研究を検討していくことも必要です。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成26年度)		今回調査 (令和元年度)		差異
広域連携の推進	2.30	23位/46	2.44	22位/46	

(資料) 市民アンケート調査結果(平成26年度・令和元年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
「広域連携の推進」に満足している市民の割合	48.6%	上昇	市民アンケートで満足と回答した割合
広域的相互利用施設数	—	7施設	

◇ 施策の展開

施策(1) 広域連携事業の推進

① 組合運営の効率化

- 一部事務組合が行う共同処理事業について、その結果の検証に努めながら運営の効率化及び負担の軽減を図ります。

② 山武郡市広域圏の連携強化

- 広域連携のあり方についての研究・協議を進めるとともに、新たな動向に対応した効果的な広域連携事業の推進や広域圏の共通する課題に対応する連携事業の充実に努めます。

③ 地域課題に対応する多様な連携事業の推進

- 共通する課題に対応する圏域や県境を越えた自治体などとの調査研究、連携事業の推進に努めます。
- 地域課題に対応する企業や業界団体など民間との交流、相互協力による効果的な連携事業、試験研究機関・大学などと協働した産・学・官の連携事業の推進に努めます。

大網白里市第6次総合計画

参 考 資 料

1. 策定根拠

(1) 大網白里市基本構想を議会の議決すべき事件として定める条例

令和元年9月30日条例第7号

大網白里市基本構想を議会の議決すべき事件として定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想（次条において「大網白里市基本構想」という。）を議会の議決すべき事件とすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

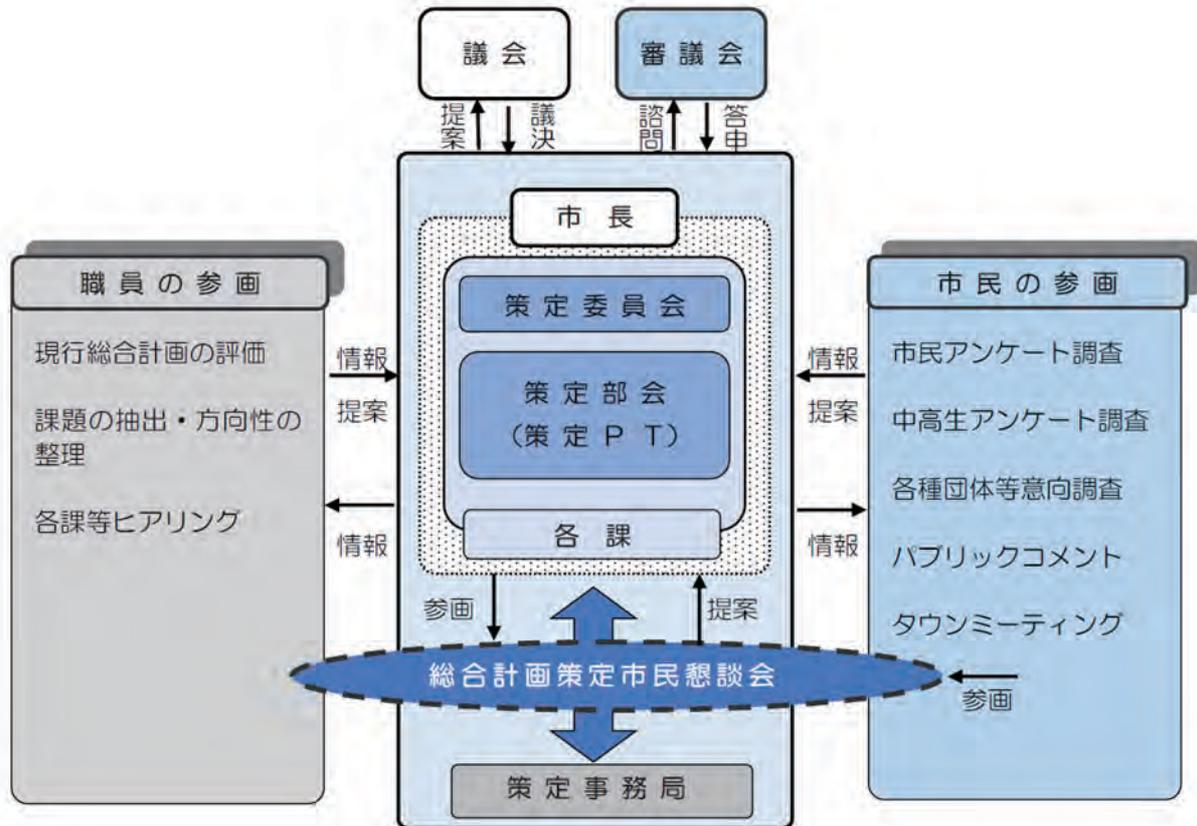
(議決事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、大網白里市基本構想の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 策定体制



総合計画審議会

- ・総合計画審議会条例に基づき、市議会議員、学識経験者、関係諸団体代表、市民代表で構成
- ・市長の諮問に応じ調査・審議を行う。

総合計画策定委員会

- ・総合計画策定委員会設置要綱に基づき、副市長、教育長、各課等の長で構成
- ・策定のための意見交換、コンセンサスの取得、各種依頼を行う。

総合計画策定部会（策定プロジェクトチーム）

- ・各課等の副課長等で構成
- ・基本構想、基本計画の作成
- ・総合計画策定市民懇談会への参画

総合計画策定市民懇談会

- ・公募委員、関係諸団体の職員、市職員で構成
- ・ワークショップ方式でまちづくりの課題と今後の方向性などを考え、提案としてまとめる。
※ ワークショップ・・・ 様々な人たちの参画により、多様な意見や考えを出し合い、重ね合いながら、課題解決や計画立案を行っていく市民参加手法。

3. 策定経過

基礎調査・人口推計		
令和元年	6月	市民アンケート実施（1,076人/3,000人 回収率 35.9%） 中高生アンケート実施（540人 / 586人 回収率 92.2%）
	9月	まちづくり各種団体等意向調査の実施（対象：36団体）
	12月	ホームページに調査結果の掲載
令和2年	1月	人口推計の検討・分析
	1月・2月	市広報紙に調査結果概要の掲載

総合計画策定市民懇談会		
令和元年	8月	委員選定（市民公募・団体推薦）
	10月3日	第1回開催（総合計画概要・懇談会の説明、グループワーク）
	10月24日	第2回開催（市民アンケート結果報告、人口推計等説明、グループワーク）
	11月14日	第3回開催（提案シートの作成、提案内容の協議、グループワーク）
	12月19日	第4回開催（提案内容の協議、提案書完成）

タウンミーティング		
令和2年	2月15日	第1回開催（中部コミュニティセンター 参加者6名）
	2月17日	第2回開催（中央公民館 参加者5名）
	2月18日	第3回開催（農村環境改善センター 参加者4名）

総合計画審議会		
令和2年	1月17日	第1回開催（諮問、委嘱状交付、策定方針及び各種調査結果報告、協議）
	3月13日	第2回開催（人口ビジョン・第2期総合戦略説明、基本構想骨子案に関する審議）
	7月31日	第3回開催（序論・基本構想案に関する審議）
	11月18日	第4回開催（前期基本計画案に関する審議）
	12月3日	第5回開催（前期基本計画案に関する審議、答申について協議）
	12月7日	市長への答申（答申書提出）

庁内における検討会議（策定委員会・策定部会等）		
令和元年	6月20日	大網白里市第6次総合計画策定方針の決定
	8月22日	第1回策定委員会（策定方針・アンケート結果報告）
	9月20日	第1回策定部会（策定方針・アンケート結果報告）
令和2年	1月28日	第2回策定委員会（人口ビジョン・第2期総合戦略説明、協議）
	2月5日	第1回策定部会 部会長会議（序論・基本構想案に関する協議）
	2月25日	第2回策定部会 部会長会議（序論・基本構想案に関する協議、調整）
	2月27日	第2回策定部会（第2期総合戦略、序論・基本構想骨子案に関する協議、調整）
	3月3日	第3回策定委員会（第2期総合戦略、序論・基本構想骨子案に関する協議）
	4月7日	第3回策定部会 部会長会議（前期基本計画案に関する協議）
	6月9日	第4回策定部会 部会長会議（前期基本計画案に関する協議、調整）
	7月3日	第4回策定委員会（序論・基本構想案に関する協議）
	10月1日～6日	各課ヒアリング（前期基本計画案の協議、調整）
	10月21日	第5回 策定委員会（序論・基本構想案、前期基本計画案に関する協議）
令和3年	2月5日	第6回 策定委員会（前期基本計画案に関する協議）

市議会・パブリックコメント		
令和元年	9月30日	「大網白里市基本構想を議会の議決すべき事件として定める条例」の制定
令和2年	3月5日	市議会全員協議会において「人口ビジョン・第2期総合戦略案」を説明
	3月17日～30日	「人口ビジョン・第2期総合戦略案」に対するパブリックコメントの実施（市広報紙、ホームページ掲載、主な公共施設での閲覧） （提出者数3名、意見件数15件）
	8月27日	市議会全員協議会において「第6次総合計画 序論・基本構想案」を説明
	9月8日～25日	「第6次総合計画 序論・基本構想案」に対するパブリックコメントの実施（市広報紙、ホームページ掲載、主な公共施設での閲覧） （提出者数5名、意見件数26件）
	12月3日	市議会第4回定例会に「大網白里市基本構想の策定について」を議案提出
	12月15日	市議会全員協議会において「第6次総合計画 前期基本計画案」を説明
	12月17日	基本構想特別委員会において「大網白里市基本構想の策定について」を議案審議
	12月23日	市議会第4回定例会にて「大網白里市基本構想の策定について」を可決
令和3年	1月5日～22日	「第6次総合計画 前期基本計画案」に対するパブリックコメントの実施（市広報紙、ホームページ掲載、主な公共施設での閲覧） （提出者数4名、意見件数36件）

4. 総合計画審議会

(1) 大網白里市総合計画審議会条例

平成11年条例第4号

大網白里市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、大網白里市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、住民福祉の向上と市勢の健全な発展を図るため、市長の諮問に応じ本市の総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25名以内で組織する。

2 委員は次のとおりとし、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係諸団体の代表者及び職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 前項第1号及び第3号に掲げる委員にあっては、その職を去ったときは委員の資格を失うものとする。

(任期)

第4条 委員は必要に応じ委嘱し、当該諮問に係る事項について調査及び審議を終了したときは解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選によって定める。

2 会長は審議会を総括し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長の定める機関において、これを処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月14日条例第18号)

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

(2) 大網白里市総合計画審議会委員

(敬称略)

区分	番号	所 属	役 職	氏 名	備 考
議会	1	大網白里市議会	議 長	田 辺 正 弘	
学識経験者	2	城西国際大学	教 授	渡 邊 修 朗	会 長
	3	千葉大学	教 授	関 谷 昇	副会長
	4	山武郡市医師会	副会長	佐久間 猛	
	5	山武地域振興事務所	所 長	白 井 隆 雄	～第2回
			所 長	笹 生 健 司	第3回～
	6	山武土木事務所	所 長	宮 田 昌 明	～第2回
所 長			秋 元 仁	第3回～	
関係諸団体の代表及び職員	7	大網白里市教育委員会	教育長職務代理者	齋 藤 壽 彌	
	8	大網白里市農業委員会	会 長	齋 藤 重 幸	
	9	大網白里市消防団	団 長	北 田 宏 彦	～第2回
			団 長	中 野 修	第3回～
	10	大網白里市区長会	会 長	高 本 清 紀	～第2回
			会 長	大 矢 敏	第3回～
	11	大網白里市社会福祉協議会	会 長	永 野 和 子	
	12	大網白里市体育協会	会 長	鈴 木 達 夫	～第2回
			会 長	柏 山 幸 一	第3回～
	13	大網白里市商工会	会 長	久 我 一 雄	
	14	大網白里市観光協会	会 長	内 山 信 男	
	15	大網白里市老人クラブ連合会	会 長	江 澤 清	
	16	大網白里市民生委員児童委員協議会	会 長	星 見 和 子	
	17	大網白里市防犯組合	副組合長	鈴 木 晟 義	
18	大網白里市農業研究会	会 計	市 東 剛		
19	大網白里市小中学校PTA連絡協議会	会 長	北 田 尚 史	～第2回	
		会 長	桑 田 秀 幸	第3回～	
市民代表	20	市民代表		鵜 澤 司 子	
	21	市民代表		吉 田 弓 枝	
	22	市民代表		山 野 邊 祐 美	

(3) 諮問書

企 第 1539 号
令和2年1月17日

大網白里市総合計画審議会会長 様

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市第6次総合計画について（諮問）

大網白里市総合計画審議会条例第2条の規定により、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

大網白里市第6次総合計画〔基本構想及び前期基本計画〕の策定について

2 諮問理由

本市では、平成23年3月に「大網白里市第5次総合計画」を策定し、基本構想で示す将来像「未来に向けて みんなでつくろう！住みたい・住み続けたいまち」の実現に向けて、計画的に各種施策に取り組んでまいりました。

この「大網白里市第5次総合計画」の計画期間が、令和2年度をもって終了することから、この成果を引き継ぐとともに、新たな課題等に対応した「大網白里市第6次総合計画」を策定いたします。

近年、少子高齢・人口減少社会の到来をはじめ、大規模自然災害の発生による安心・安全な暮らしに対する意識の高まり、環境負荷の少ない暮らしへの転換など、社会情勢が大きく変化するなかで、本市にあっても様々な課題に直面しています。

こうした社会情勢の変化や本市の課題に的確に対応するため、市民と行政が目指すべきまちづくりの将来像を共有し、これからのまちづくりを進めるための指針となる「大網白里市第6次総合計画」の策定について、貴審議会の意見を求めるものであります。

(4) 答申書

令和2年12月7日

大網白里市長 金坂昌典様

大網白里市総合計画審議会
会長 渡邊修朗

大網白里市第6次総合計画について（答申）

令和2年1月17日付け企第1539号で諮問のありました大網白里市第6次総合計画〔序論・基本構想及び前期基本計画〕の策定について、当審議会で活発かつ慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり「大網白里市第6次総合計画（案）」として取りまとめましたので答申いたします。

本案につきましては、当審議会の審議が十分に反映されたものとなっており、今後10年間において市が目指すまちづくりの指針として相応しい内容となったものと認めます。

今後の計画の実施、推進にあたっては、下記の点について十分留意し、将来像「未来に向けてみんなでつくろう！ 住みたい・住み続けたいまち」の実現に向け、計画に掲げた各種施策に着実に取り組み、最善を尽くされますよう要望します。

記

- 1 本計画に掲げる施策の実施にあたっては、大網白里市を取り巻く社会・経済情勢の変化や市民ニーズの動向、また、国の制度改正等を留意し、緊急性や財政状況などを総合的に勘案のうえ、柔軟かつ透明性の高い行政運営に努め、的確な施策を図ること。
- 2 持続可能な財政運営に向け、より一層の行財政改革の推進に努めること。
- 3 本計画の趣旨や内容について、わかりやすい形で広く周知を行うとともに、市民や行政など、本市に関わるすべての主体がそれぞれの長所を生かし、共に考え行動できるよう、協働によるまちづくりのさらなる推進を図ること。
- 4 各施策に設定された成果指標による分析や客観的な検証はもとより、計画に基づく事務事業評価や各個別施策の進行管理を確実にを行うなど、効率的・効果的に施策を展開し、市民満足度の向上を図ること。
- 5 当審議会の審議の過程において、各委員から述べられた個別の意見については、計画の実施段階において十分に留意し、今後のまちづくりを進めること。

5. 総合計画策定市民懇談会

(1) 総合計画策定市民懇談会委員

(敬称略)

区分	番号	所 属	氏 名
公 募	1	市民代表	鶴澤 司子
	2	市民代表	吉田 弓枝
	3	市民代表	山野邊 祐美
関係諸団体の職員	4	大網白里市消防団	小倉 光夫
	5	大網白里市社会福祉協議会	百瀬 博隆
	6	大網白里市体育協会	柏山 幸一
	7	大網白里市観光協会	安川 博章
	8	大網白里市商工会	齋藤 智哉
	9	大網白里市防犯組合	鈴木 晟義
	10	大網白里市農業研究会	市東 剛
	11	大網白里市子ども会育成連絡協議会	八角 榮子
	12	在宅介護支援センター	小川 正
	13	大網白里市小中学校PTA連絡協議会	榎澤 広行
	14	NPO法人市民ステーション・まちサポ	後藤 正義
総合計画策定部会	15	市職員	古内 晃浩
	16	市職員	北田 和之
	17	市職員	森川 裕之
	18	市職員	加藤岡 裕二
	19	市職員	鈴木 正典
	20	市職員	石井 一正

6. 策定委員会・策定部会

(1) 大網白里市総合計画策定委員会設置要綱

平成11年告示第47号

大網白里市総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大網白里市総合計画の案(以下「計画案」という。)を策定するため、大網白里市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(策定委員会)

第2条 策定委員会は、副市長、教育長、大網白里市課設置条例(昭和46年条例第12号)第1条に規定する課等の長、ガス事業課長、大網病院事務長、下水道課長、教育委員会関係の課等の長、議会事務局長、農業委員会事務局長、会計管理者及び監査委員事務局長をもって構成する。

2 策定委員会に委員長を置き、委員長は副市長とする。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、企画政策課長が委員長を代理しその職務を行う。

4 策定委員会は、必要に応じ委員長(前項の規定により委員長の代理となった者を含む。以下同じ。)が招集する。

5 策定委員会は、構成員以外の者であっても委員長が会議の運営上必要があると認めるときは策定委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(策定部会)

第3条 計画案の作成を円滑に推進するため策定委員会に策定部会を置くことができる。

2 策定部会は職員の中から委員長が指名する。

3 策定部会は、全体部会と個別部会に分けることができる。ただし、全体部会の部会長は委員長が指名し、個別部会の部会長は、互選とする。

4 策定部会は、必要に応じ部会長が招集する。

5 策定部会は、情報、資料の収集及び分析並びに整理を行う。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、企画政策課において行う。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は策定委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成11年7月1日から施行する。

附 則(平成19年4月2日告示第56号)

この告示は、公示の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年3月28日告示第39号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年2月2日告示第7号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月3日告示第27号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月28日告示第141号)

この告示は、平成25年1月1日から施行する。

附 則(平成27年6月30日告示第78号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成29年3月28日告示第36号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年8月7日告示第47号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和2年3月24日告示第37号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(2) 大網白里市総合計画策定委員会委員

策 定 委 員 会			
副市長	深井 良司	健康増進課長	板倉 洋和
教育長	深田 義之	農業振興課長	大塚 好
秘書広報課長	田邊 哲也	商工観光課長	飯高 謙一
総務課長	堀江 和彦	建設課長	林 浩志
財政課長	古内 衛	都市整備課長	織本 慶一
企画政策課長	米倉 正美	下水道課長	三宅 秀和
安全対策課長	北山 正憲	ガス事業課長	鎌田 直彦
税務課長	酒井 総	大網病院事務長	安川 一省
市民課長	齊藤 隆廣	管理課長	石原 治幸
地域づくり課長	御苑 昌美	生涯学習課長	石井 一正
社会福祉課長	秋本 勝則	議会事務局長	岡部 一男
子育て支援課長	小川 丈夫	会計管理者	鶴岡 一人
高齢者支援課長	中古 稔	監査委員事務局長	糸井 陽子

策 定 部 会 (策 定 P T)			
秘書広報課 副課長	内山 義仁	社会福祉課 副課長	戸田 裕之
秘書広報課 秘書広報班長	内山 貴浩	子育て支援課 副課長	松本 剣児
総務課 副課長	古内 晃浩	高齢者支援課 副課長	大塚 隆一
総務課 行政班長	齊藤 康弘	健康増進課 副課長	伊藤 文江
財政課 副課長	森川 裕之	農業振興課 副課長	鶴澤 康治
財政課 財政班長	茂田 栄治	商工観光課 副課長	谷川 充広
企画政策課 副課長	加藤岡 裕二	建設課 副課長	石井 勇
企画政策課 政策推進班長	菊池 有輔	都市整備課 副課長	齊藤 正二
安全対策課 副課長	野口 裕之	下水道課 副課長	渡辺 茂行
税務課 副課長	鈴木 正典	ガス事業課 副課長	山田 俊雄
市民課 副課長	山本 敬行	大網病院 副事務長	古川 正樹
市民課 副課長	飯倉 正人	管理課 副課長	北田 和之
地域づくり課 副課長	渡邊 公一郎	生涯学習課 副課長	深山 元博

※ 所属及び職名は、令和2年4月1日時点

7. 用語解説

【あ行】

RPA (P156)	人工知能を備えたソフトウェアのロボット技術により、定型的な事務作業を自動化・効率化すること。Robotic Process automation の略。
IoT (P8)	様々なモノ（物）がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組みのこと。モノのインターネット（Internet of Things）の略。
ICT (P29,64,65,67,156,160)	情報通信技術。Information and Communication Technology の略。
空き家バンク (P106,107)	空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家をこれから利用・活用したいと考える人に紹介する制度。
新しい生活様式 (P8,29,110)	新型コロナウイルス感染症の対策として新たに推奨される生活様式。身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの3つを基本に、日常生活での3つの密（密集・密接・密閉）の回避や換気、まめな体温・健康チェックなどが求められる。その他、テレワークによる勤務、通信販売・デリバリーの利用、多人数での会食を避けるなど、接触を低減するための取り組みが推奨されている。
AI (P8,33,156)	計算の概念とコンピューターを用いて知能を研究する計算機科学（コンピュータサイエンス）の一分野。人工知能（Artificial Intelligence）の略。
SNS (P67,129,141)	ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービス。代表的なものとしてFacebook や LINE などがある。
大網白里スマートインターチェンジ（SIC） (P4,7,21,22,23,24,30,80,128,129,132,133)	圏央道の茂原北 IC～東金 JCT（ジャンクション）間の本線に接続する、ETC 車載器専用のインターチェンジ。本市小中地内に設置され、平成 31 年 3 月に開通した。
オープンデータ (P141)	国、地方自治体、事業者が保有する官民データのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう公開されたデータ。
温室効果ガス (P13,97,98,99)	大気圏にあり、地表から放出される赤外線の一部を吸収することで温室効果をもたらす気体（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など）の総称。地球温暖化の主な原因とされる。

【か行】

科学技術基本計画 (P8)	長期的視野に立って体系的で一貫した科学技術政策を実行するため、科学技術基本法にもとづき政府が策定する計画。令和 2 年に科学技術基本法が科学技術・イノベーション基本法に変更されたことから、令和 3 年度からは科学技術・イノベーション基本計画として策定される。
------------------	---

カーボンニュートラル (P98)	排出される二酸化炭素と吸収される二酸化炭素が同じ量であるという概念。 1 植物や植物を原料とするバイオエタノールなどを燃やして出る二酸化炭素は、植物が生長過程に吸収した二酸化炭素と同量で温室効果ガスを増やすことにはならず、環境破壊にはつながらないという考え方。 2 日常生活や経済活動によって排出される温室効果ガスのうち、排出者自身の努力では削減できない分を、他の場所で達成された削減・吸収量で相殺することによって、温室効果ガスの増加が実質的にゼロになった状態。
関係人口 (P25,129,130,131)	移住した定住人口でも、観光で来た交流人口でもない、地域や地域の人たちと多様に関わる人々のこと。
GIGA スクール構想 (P64,65)	児童・生徒の一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたち一人ひとりに個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現させる構想。GIGA: Global and Innovation Gateway for All の略。
企業版ふるさと納税 (P157,158)	企業が地方公共団体の行う地方創生の取り組みに対して一定額以上の寄附を行った場合、法人関係税を税額控除する制度。地方創生応援税制。
気候非常事態宣言 (P98)	行政機関などが気候変動が異常な状態であることを認める宣言を行うことによって、気候変動へ政策立案、計画、キャンペーンなどの対応を優先的にとるもの。
救急安心電話相談 (P46)	夜間や休日に具合が悪くなった際、医療機関を受診するか、救急車を呼ぶか迷うとき、看護師が相談に応じるサービス。プッシュ回線の固定電話・携帯電話からは「#7009」でかけられる。
九十九里地はまぐり (P125)	千葉ブランド水産物に認定されている九十九里浜産ハマグリ of 名称。
グリーン・ツーリズム (P121,122,125)	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
グローバル・パートナーシップ (P34)	地球規模の協力関係。世界平和・環境問題の解決のため提携すること。
グローバル教育 (P29)	地球的課題の理解と解決のための教育。国際化の進展に伴い、英語教育の推進をはじめ、世界規模でものごとを考える視野の広い人材育成が求められている。
ケアマネジメント (P56)	高齢者や障がい者などの生活を支援するために、地域のさまざまな福祉サービスなどを適切に活用できるように総合的に調整すること。
経常収支比率 (P157,158)	市税や地方交付税などの経常的な歳入に対し、人件費・社会保障費・公債費などの義務的な経常経費が占める比率。地方公共団体の財政構造の弾力性を表す。
健康寿命 (P53)	日常生活が制限されることなく、健康的に生活を送ることのできる期間。

健全化判断比率 (P157)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための財政指標。実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4つを指す。
公共交通空白地域 (P78,84)	駅やバス停などが一定の距離の範囲内にない地域。本市では一定の距離を1kmとしている。
公衆無線 LAN (P156)	無線 LAN を利用したインターネットへの接続を提供するサービス。
国土強靱化地域計画 (P112)	大規模自然災害発生時においても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な地域をつくるための計画。あらゆるリスクを見据え、最悪な事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするもの。
国保大綱病院新改革プラン (P159)	少子化や高齢化が進むなか、公立病院が公・民の適切な役割分担のもと、地域において必要な医療提供体制を確保し、良質な医療の継続と持続可能な病院運営をめざすため、基本理念や経営の健全化等を具体化した計画。
国民保護計画 (P111)	日本に対する外部からの武力攻撃に備え、国、都道府県、市町村等の責務や国民の保護のための措置などを定めたもの。
個人番号 (P160,161)	個人の識別番号として、市町村から指定される12桁の番号。通称はマイナンバー。
個人ふるさと納税 (P157)	自分が居住している地域以外の市町村などに一定額以上の寄附を行った場合、その金額に応じて、所得税や現在の居住地に支払う住民税などの一部が控除される制度。制度上の実態は寄附金の一つ。
子育て交流センター (P7,50)	みどりが丘の大綱小学校隣接地に令和2年に開館した、子どもが自由に遊び、学べる施設として、児童館、学童保育、子育て支援センターの各種機能を備えた複合的な子育て支援施設。
子育て支援館 (P7,50)	増穂保育所の隣接地に平成31年に開館した、親子で自由に利用できる子育て支援センター(マリールーム)を設置するほか、一時預かり保育や小規模保育、児童発達支援(きりん幼児教室)、ファミリーサポートセンターなどを実施する子育て支援施設。
子育て世代包括支援センター (P43)	妊娠初期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うために各市町村に設置される。妊娠の届出等の機会に得た情報をもとに、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、保健・医療・福祉等の地域の関係機関との連絡調整を行う。
こども急病電話相談 (P46)	子どもの夜間の急病やけがの際、対処や医療機関を受診すべきか判断に迷うとき、看護師のアドバイスを受けることができる。プッシュ回線の固定電話・携帯電話からは「#8000」を押すだけでかけられる。
子ども・子育て支援事業計画 (P50)	子ども・子育て支援法にもとづく、幼児期の学校教育・保育・地域の子ども・子育て支援に関する5年間の計画期間における需給計画となるもの。

コミュニティ・プラント (P90,91)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律にもとづき定める一般廃棄物処理計画に従って、市町村が設置する小・中規模の下水処理施設のこと。
コミュニティ・スクール (P64,66)	地域とともにある学校づくりのため、「学校運営協議会」を設置し、教育委員会から任命された保護者や地域住民などが一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組み。
コミュニティバス (P46,83,84)	地域住民の移動手段を確保するため、地方自治体等が運行するバス。
コンパクトシティ (P32)	都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に、中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれをめざした都市政策のこと。
コンプライアンス (P153)	組織が法令や倫理といった社会的な規範から逸脱することなく適切に事業を遂行すること。

【さ行】

再生可能エネルギー (P97,98,99)	利用する以上の速度で自然界によって補充されるエネルギー全般。太陽光、風力、波力、潮力、地熱、バイオマス等がある。
財政調整基金 (P7,158)	財源の不均衡を調整するために、財源に余裕がある年度に積み立てておく地方自治体の貯金のこと。
COPD（慢性閉塞性肺疾患） (P42)	肺が持続的な炎症を起こし、呼吸機能の低下などを起こした状態。喫煙が主な原因である生活習慣病の一つ。
ジェンダー (P33,34)	性別に関する社会的規範と性差。生物学的な性に対して、社会的・文化的につくられる、男性と女性の役割の違いによって生まれる性別のこと。
事業承継制度 (P126,127)	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律にもとづく認定のもと、会社や個人事業の後継者が取得した一定の資産について、贈与税や相続税の納税を猶予する税制制度。
自主防災組織 (P109,110,111)	災害対策基本法に規定されている地域住民による任意の防災組織のこと。
自助・共助・公助 (P8,25,31,32,110,144,157)	自助：災害の発生時にまず自分自身と家族の安全を守ること。共助：地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助けあうこと。公助：公的な機関による救助・援助のこと。この3つが連携し一体となることで、災害による被害を最小限にとどめるという考え。
持続可能な開発のための2030 アジェンダ (P9,33)	2015年の国連サミットで採択された、人間、地球及び繁栄のための行動計画。2030年までの国際社会共通の目標である、持続可能な開発目標（SDGs）がその中核をなす。
持続可能な開発目標（SDGs） (P9,32,33)	SDGsは、Sustainable Development Goalsの略称で、国連サミットのなかで世界のリーダーによって決められた国際社会共通の目標。誰一人取り残さないことをめざし、先進国と途上国が一丸となって達成すべき17の目標と169のターゲット（具体目標）から構成されている。

自治体クラウド (P161)	地方自治体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取り組み。複数の地方自治体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、経費の削減及び住民サービスの向上等を図るもの。
実質赤字比率 (P157)	最も主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。
実質公債費比率 (P157,158)	地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。
指定管理者制度 (P51,154)	民間の活力を導入し自治体の経営改善を図るため、公的施設の管理・運営を、地方公共団体が指定した民間事業者を含む法人・団体に行わせる制度。
社会保障関係費 (P2)	住民の生活を保障する医療・年金・福祉・介護・生活保護などの社会保障に関連する歳出。
首都圏中央連絡自動車道(圏央道) (4,7,21,22,24,30,31,80,87,88,128,129,132,133 ページ)	都心から約 40~60km を環状に連絡する全長約 300km の高規格幹線道路。東名高速、中央道、関越道、東北道、常磐道、東関東道等の放射状に延びる高速道路や都心郊外の主要都市を連絡し、東京湾アクアライン、東京外かく環状道路等と一体となって首都圏の広域的な幹線道路網を形成する。
ジュニアリーダー (P67,68)	子ども会を中心に地域活動を行う青少年。本市ジュニアリーダースクラブでは、中学生から大学生までのジュニアリーダーが活動を行っている。
循環型社会 (P30,100,101)	有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会。
障がい者計画 (P56)	障害者基本法にもとづく、市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画。
障がい福祉計画・障がい児福祉計画 (P56)	障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画。それぞれ、障がい福祉計画は障害者総合支援法に、障がい児福祉計画は児童福祉法にもとづき、障がい者計画の実施計画にあたる計画。
情報リテラシー (P160)	情報を使いこなせる能力。大量の情報から必要なものを収集し、分析・活用するための知識や技能のこと。
将来負担比率 (P157)	地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。
食品ロス (P101)	本来食べられるのに捨てられてしまっている食品のこと。日本では年間 612 万 t、一人あたり年間約 48kg の食料ロスが発生している（農林水産省平成 29 年度推計値）。
新型コロナウイルス (P2,8,29)	2019 年 12 月以降、中国を中心に発生すると、このウイルスによる感染症が短期間で全世界に広がり、世界各地で多くの感染者、死者を出している。感染経路、治療法、感染してからの経過など、明確に解明されていない部分が多く、世界中の研究機関が調査・研究を急ピッチで進めている。

人権の花 (P147)	人権の花運動において育てる花。千葉県ではシャクヤクなどを配布している。花の種子や球根を子どもたちが協力して育てることで生命の尊さを実感し、豊かな心を育み、やさしさと思いやりの心を体得することを目的とする。
人権擁護委員 (P146,147)	人権擁護委員法にもとづき、人権相談や啓発活動などを行うため、総務大臣が委嘱する民間人。全国の各市町村に配置されている。
人材育成基本方針 (P152,153)	環境の変化に対応し、地域のために高い成果をあげる活力ある組織をめざして、行政サービスを担う職員の育成の方向性を定めたもの。
人生 100 年時代 (P29)	海外の研究で、先進国の 2007 年生まれの二人に一人が 103 歳まで生きる「人生 100 年時代」が到来するとの予測が発表された。このなかで、100 年間生きることを前提とした人生設計の必要性が論じられている。
ストックマネジメント (P91)	施設の予防保全や更新にあたり、機能診断にもとづく機能保全対策の実施を通じて既存施設の有効活用や長寿命化を図ることで、ライフサイクルコストを低減していくための管理手法。
スポーツリーダーバンク (P73)	各種競技の指導者を登録し、依頼に応じて指導者を紹介する制度。県及び市町村に設置されている。
3R (P30,97,101)	限りある地球の資源を有効に繰り返し利用する資源循環型社会をつくるための取り組み。Reduce（排出抑制）・Reuse（再利用）・Recycle（再資源化）の3つの頭文字を表している。
生活困窮者支援プラン (P47)	自立相談支援事業において、生活に困りごとや不安を抱えている相談者に対して、支援員と一緒に考えて作成する具体的な支援計画のこと。
生活習慣病 (P24,42,43,44,57,58)	食事・運動・休養・喫煙・飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に関与する病気のこと。予後不良のものも多く予防が重要とされる。主なものにがん・脳血管疾患・心疾患・糖尿病・高血圧症・脂質異常症などがある。
生産年齢人口 (P9,32)	4月1日現在での 15 歳以上 65 歳未満の年齢に該当する人口。
セキュリティポリシー (P161)	企業や組織におけるコンピュータセキュリティに関する方針や行動指針。
全国消費生活情報ネットワークシステム (PIO-NET) (P120)	国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報の収集を行っているシステム。
早期健全化基準 (P157)	健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）それぞれに定められている基準。いずれかの比率がこの基準以上である場合には、当該比率を発表した年度の末日までに、財政健全化計画を定めなければならない。
Society5.0 (P8)	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。狩猟社会（Society1.0）・農耕社会（Society2.0）・工業社会（Society3.0）・情報社会（Society4.0）に続く新たな社会とされる。

【た行】

脱炭素社会 (P24,30,98)	温室効果ガスの排出を抑制するだけでなく、排出された二酸化炭素を回収するなどして、差し引きで実質的に温室効果ガスの排出量ゼロを達成する社会。
ダブルケア (P29)	子育てと親等の介護が同時期に発生する状態のこと。女性の晩婚化に伴う出産年齢の高齢化や少子高齢化、核家族化を背景に、ダブルケアに直面する世帯が増えている。
多文化共生 (P25,139,148,149)	国籍や文化の違いにかかわらず、すべての人が互いの文化や習慣、考え方を理解し、地域社会を支える一員としてともに生きること。
多文化共生推進プラン (P149)	多文化共生の地域づくりを進めるための具体的施策を定めたプラン。
多面的機能支払交付金 (P121,122,124)	農業・農村が有する、国土の保全や水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を維持するため、地域で行う共同活動を支援する交付金。
男女共同参画 (P25,135,139,146,147,153)	男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会の実現をめざすこと。
地域再生計画 (P154,158)	地域経済の活性化や雇用機会の創出など、地域の活力の再生を総合的に推進するため、地域が行う自主的かつ自立的な取り組みを定める計画で、地域再生法にもとづき地方公共団体が作成し、内閣総理大臣が認定するもの。
地域福祉活動計画 (P48)	地域福祉ニーズが多様化・複雑化しているなかで、公的な福祉制度のみに頼らず、市民参加による地域の支えあいを実現していくため、地域の住民や各種団体が主体的に参加して策定する民間の活動・行動計画。一方、地域福祉計画は、社会福祉法にもとづいて行政が策定する計画。
地域包括ケアシステム (P29,41,53,54)	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。
地域包括支援センター (P48,54)	地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・医療・福祉の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関として各市町村に設置される。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれる。
地域防災計画 (P109,110,111)	災害対策基本法にもとづき、各地方自治体の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。
地域まちづくり協議会 (P145)	地域の課題を解決するため、地域住民が自ら議論し、一定の意思決定を行っていく組織。
地球温暖化対策実行計画 (P97,98,99)	地球温暖化対策の推進に関する法律にもとづく、地方公共団体が実施する事務・事業に関し、温室効果ガス排出量の削減と温室効果ガスの吸収作用の保全・強化に取り組むための計画。

地産地消・千産千消 (P44,65,122,124)	地域で生産された農林水産物などを地域で消費すること。千産千消は、千葉県独自の取り組みを表現するため使っている造語。
ちばエコ農産物 (P124)	化学合成農薬と化学肥料を通常の半分以下に減らして栽培し、環境保全と食の安全・安心に配慮しているとして認証された千葉県産農産物。
ちば共創都市圏 (P127,133)	東京でも地方でもない新しい価値観をともにつくる圏域として、千葉市の総合戦略において位置づけられた都市圏のこと。千葉市、市原市、大網白里市、東金市、茂原市、四街道市で協議会を開催している。
千葉ブランド水産物 (P122)	千葉県産水産物の消費拡大とイメージアップのため創設された千葉ブランド水産物認定制度で、優良であると認定された水産物。
地方創生 (P8,33,130,154)	東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした一連の政策のこと。
津波避難計画 (P110,112)	津波が発生した場合に、その発生直後から津波が終息するまでのおおむね数時間から十数時間の間、地域住民や来遊者等の安全を確保するための避難計画。
定員適正化計画 (P153)	社会情勢や行政需要に見あった職員数の確保・配置に取り組むために定めた計画。
ディーセント・ワーク (P34)	人間らしい生活を継続的に営める人間らしい労働条件のこと。
DV (P146)	配偶者から受ける身体的、精神的、性的、経済的な暴力などのこと。Domestic Violence の略。
デジタル博物館 (P75,76,77)	インターネット上で展示・公開する博物館。本市では、文化資源に気軽に親しめる環境整備の一環として平成 30 年 2 月にサービスを開始した。
電子自治体 (P151,161)	コンピュータやネットワークなどの情報通信技術を行政のあらゆる分野に活用することにより、住民や企業の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化などを図り、効率的・効果的な自治体を実現しようとするもの。
電子マネー (P84)	現金を使用せずにカードやスマホで支払をすることができる電子のお金。
特定健康診査 (P43,57,58)	生活習慣病の予防のため、40 歳から 74 歳までの人を対象にメタボリックシンドロームに着目して行う検診。メタボリックシンドロームは、内臓脂肪の蓄積により、糖代謝異常、脂質代謝異常、高血圧などの動脈硬化の危険因子が一個人に集積している状態のこと。
特定保健指導 (P43,57,58)	特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる人に対して、保健師や管理栄養士が行う生活習慣を見直すためのサポートのこと。
都市計画道路大網駅東中央線 (P80,85)	平成 30 年 11 月に開通した、千葉銀行前交差点とイオンアミリィショッピングセンター前交差点を結ぶ都市計画道路。

【な行】

二地域居住 (P9)	都市部と地方部に2つの拠点を持ち、定期的に地方部でのんびり過ごしたり、仕事をしたりする新しい生活スタイルの一つ。
認知症サポーター (P53)	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。養成講座を受講するだけで誰でもなることができる。
認定こども園 (P50,51,62,63)	教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能の2つの機能を備え、認定基準を満たす施設は認定を受けることができる。
認定農業者 (P121,124)	農業経営基盤強化促進法にもとづき、農業経営改善計画を市に認定された農業経営者・農業生産法人。認定農業者は各種支援措置を受けられる。
ネグレクト (P50)	幼児・高齢者などの社会的弱者に対し、その保護・養育義務を果たさず放任する行為のこと。
農地中間管理事業 (P123)	高齢化や後継者がいないなどの理由で耕作できない農地を農地中間管理機構が借り受け、担い手農家に貸し付けることで、担い手への農地集積・集約化を図る制度。
農泊 (P125)	農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ農山漁村滞在型旅行のこと。
ノンステップバス (P84)	出入口の段差をなくして乗降性を高めた低床バスのこと。

【は行】

排水対策マスタープラン (P90)	市全域を対象として、雨水による氾濫を低減・防止するため、河川・下水道・農業排水路などを総合的に検討し、雨水対策を示した総合雨水計画。
ハザードマップ (P110,112)	自然災害による被害軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。
8050 問題 (P29)	長期化した引きこもりに関する社会問題を指しており、80代の親が50代の子の生活を支える状態から呼称される。子が長期的に引きこもることで親も高齢となり、収入や介護に関する問題を抱えるとともに、親子で社会から孤立してしまうケースが増えている。
パブリック・コメント (P140,141)	行政が重要な条例や政策の策定を行う際、その案の段階で住民への公表と意見募集を行い、そこで提出された意見を可能な限り考慮して、最終的に意思決定する制度。
ハラスメント (P153)	弱い立場の相手に嫌がらせをする行為。
バリアフリー (P29,78,84,87,89)	障がい者や高齢者などが社会生活に参加するなかで支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くこと。
PFI (P154)	民間の資金や経営手法・技術力を活用して公共施設などの社会資本を整備すること。Private Finance Initiative の略。
PDCA の循環 (P3,28)	事業活動における進行管理を円滑に進める手法の一つで、Plan (計画)・Do (実行)・Check (評価)・Action (改善) の4段階を繰り返すことで、業務を継続的に改善していくこと。

ビッグデータ (P8)	一般的なデータ管理・処理ソフトウェアで扱うことが困難なほど巨大で複雑なデータの集合。
人・農地プラン (P122)	農業者が話しあいにもとづいて、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来のあり方などを明確にし、市町村により公表するもの。
避難行動要支援者名簿 (P109,111)	災害時に自ら避難することが困難な要介護者や障がい者、ひとり暮らし高齢者等を記載した名簿。災害対策基本法において市町村に作成を義務づけている。
ファミリーサポートセンター (P51)	子育ての援助を受けたい人(利用会員)と援助をできる人(提供会員)からなる組織において、会員同士による相互援助活動の仲介を行う。
扶助費 (P7,157)	社会保障制度の一環として、各種法令や市独自の制度にもとづき、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者などに対して行う支援に要する経費。
ブランド化 (P25,122,124,125,129)	ブランドとして認知されていないものをブランドに育て上げること。または、ブランド構成要素を強化し、活性・維持管理していくこと。
フレイル (P54)	加齢とともに人の心と体の働きが弱くなってきた状態。健康な状態から要介護状態へ移行する段階。
プログラミング教育 (P29,65)	2020年からは学校教育課程で必修化されたプログラミング的思考を育む教育。プログラミング的思考とは、自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号をどのように組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのかといったことを論理的に考えていく力とされる。
ペイジー (P158)	ネットショッピングや税金などの支払いを、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATMから支払うことができるサービス。

【ま行】

マイバッグ (P101)	レジ袋等をはじめとするプラスチックごみの削減や環境負荷の低減を目的として、小売店での購買時にレジ袋を使わないために持参する買い物袋。エコバッグとも呼ばれる。
まち・ひと・しごと創生総合戦略 (P2,130,151,154)	地域の人口減少や地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立のため、地域に即した目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの。

【や行】

ユニバーサルデザイン (P89)	文化・言語・国籍や年齢・性別、能力、障がいの有無などの違いを問わずに利用できることをめざした建築・製品・情報などの設計(デザイン)。
------------------	--

【ら行】

ライフステージ (P24,44,70,71)	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などの各段階のこと。
連結実質赤字比率 (P157)	公立病院や下水道など公営企業を含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものの。
ローリング方式 (P3,28)	計画の実施状況から単年度ごとに見直しをしていく方法のこと。

6次産業化 (P25,124)	農林漁業者（1次産業）が、農畜産物・水産物の生産に加えて、食品加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）にも取り組み、付加価値による所得向上とともに、農林水産業の活性化を図るもの。
ロコモティブシンドローム (運動器症候群) (P42,54)	加齢によって筋力が低下したり、関節や脊椎などの病気を発症したりすることで、運動器の機能が低下し、立つ、歩くといった移動機能が低下した状態。
【わ行】	
ワーク・ライフ・バランス (P9,153)	働くすべての人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。仕事と生活の調和。

大網白里市第6次総合計画

発行者 千葉県 大網白里市

〒299-3292 千葉県大網白里市大網115番地2

電話 0475 - 70 - 0315

URL <http://www.city.oamishirasato.lg.jp/>

編集 大網白里市企画政策課

発行日 令和3年3月



OAMISHIRASATO CITY

大網白里市 第6次総合計画

発行日	令和3年3月
企画・編集	大網白里市企画政策課
発行者	大網白里市

〒299-3292

千葉県大網白里市大網 115番地2

TEL : 0475-70-0315

URL : <http://www.city.oamishirasato.lg.jp/>